高浜市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 (案)

目次

第1章	計画の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••• 1
1.	計画策定(改定)の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	他計画等との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4.	計画の対象となる廃棄物の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
5.	対象区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····· 7
6.	計画の期間	····· 7
7.	市の概要······	8
8.	廃棄物・資源循環分野における社会動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第2章	ごみ処理の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···· 16
1.	ごみ処理施策の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2.	ごみ処理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3.	前回計画の実績	
4.	市民意識等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	····· 32
5.	ごみ処理の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
第3章	ごみ処理基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···· 46
1.	将来人口とごみ排出量の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····· 46
2.	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···· 50
3.	目標値	·····51
4.	施策体系と施策の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···· 56
5.	計画の推進	···· 62
第4章	生活排水処理基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···· 64
1.	生活排水処理基本計画策定(改定)の趣旨	····· 64
2.	河川の水質	65
3.	生活排水処理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
4.	生活排水処理の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
5.	生活排水処理の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·····71
6.	生活排水処理に関する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·····71

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定(改定)の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」 という。)の規定に基づき、市町村が中長期的な視点に立った基本方針を定め、ごみの適正 処理、資源化等を目指すものです。

高浜市(以下「本市」という。)では、2014(平成26)年3月に「高浜市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成26年度~平成35年度)」(以下「前回計画」という。)を策定し「廃棄物循環型処理」を目標に市民の皆様のご協力のもと、ごみの減量、資源化の促進、環境学習・啓発活動の推進などに努めてきました。現在策定から10年が経過し、国内外における社会環境や資源循環を取り巻く状況は大きく変化しています。

社会的な潮流として、『第五次環境基本計画(2018(平成30)年4月)』、『第四次循環型社会形成推進基本計画(2018(平成30)年6月)』が閣議決定され、「食品ロスの削減の推進に関する法律(2019(令和元)年10月)」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(2022(令和4)年4月)」が施行されるなど、持続可能な社会の実現へ向けた取組が推進されています。さらに近年では新型コロナウイルス感染症の拡大により市民のライフスタイルにも変化が生じています。

変化する社会環境や廃棄物の課題に対して、市民・事業者・行政が連携して取組み、更なるごみの減量と持続可能な循環型社会・脱炭素社会の実現を目指すため、前回計画の内容を 見直し、新たな計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の 処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理基本計画」という。)を定めなければならないと されています。本計画は、「第7次高浜市総合計画」及び「高浜市環境基本計画」を上位計 画として、国や愛知県の指針や計画等に基づき、本市の中長期的なごみ処理に関する基本的 な方針を明確にするものです。

【国の法律・計画】 ※法律の名称は一部略称を使用しています。 環境基本法 食品廃棄物の発生抑制と減量化の推進 食品ロス削減推進法 環境基本計画 プラスチック資源循環の取組を促進 プラスチック資源循環促進法 循環型社会形成推進基本法 国が率先して再生品等の調達を推進 循環型社会形成推進基本計画 グリーン購入法 廃棄物の適正処理 再生利用の推進 資源有効利用促進法 廃棄物処理法 個別物品の特性に応じた規制 容器包装リサイクル法 廃棄物処理法基本方針 家電リサイクル法 食品リサイクル法 建設リサイクル法 廃棄物処理施設整備計画 自動車リサイクル法 小型家電リサイクル法 【愛知県の計画】 愛知県廃棄物処理計画 愛知県ごみ処理広域化・集約化計画 (愛知県食品ロス削減推進計画) 廃棄物減量化に係る目標や課題に対応する施策等を定める 安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築の推進 【高浜市の計画】 【衣浦衛生組合の計画】 第7次高浜市総合計画 碧南・高浜地域循環型社会形成推進地域計画 対象地域の廃棄物処理やリサイクルシステムの方向性を示す 高浜市環境基本計画 【衣浦東部広域行政圏協議会の計画】 高浜市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画) 衣浦東部ごみ処理広域化計画 ごみ処理の広域化体制を構築するための方針を定める 高浜市災害廃棄物処理計画

図1-1 計画の位置づけ

3. 他計画等との関連

関連する主な計画等の概要は以下の通りです。

<国の計画等>

(1) 第五次環境基本計画

環境基本法に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもので、2018(平成30)年4月に第五次計画が閣議決定されました。分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

(2) 第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るために定められるものです。第四次計画は2018(平成30)年6月に閣議決定され、循環型社会の実現に向けて概ね2025(令和7)年までに国が講ずべき施策を示しています。さらに、循環型社会形成に関する取組指標として、一般廃棄物の減量化に係る目標値が設定されています。

(3) 廃棄物処理法基本方針

廃棄物処理法に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められるものです。市町村は、この基本方針を踏まえて一般廃棄物処理計画を策定することが適当であるとされています。前回見直し(2016(平成28)年改正)以降の廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえ、2023(令和5)年6月30日付けで変更されています。

<愛知県の計画等>

(4) 愛知県廃棄物処理計画

愛知県は、廃棄物の処理について、その減量化や資源化を推進するとともに、最終的に残った廃棄物の適正な処理を確保するため、「愛知県廃棄物処理計画(愛知県食品ロス削減推進計画)(2022年度~2026年度)」を策定しています。

(5) 愛知県ごみ処理広域化・集約化計画

愛知県では、1998 (平成10) 年度に第1次、2008 (平成20) 年度に第2次の「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定し、市町村等が整備するごみ焼却施設の集約化を進めてきました。新たな「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画(2021年度~2030年度)」は、廃棄物処理経費の縮減、気候変動対策の推進、災害への対応等の観点から見直しが行われました。本計画に基づき関係市町村等と連携し、愛知県内各地域におけるごみ処理施設の整備を進めていくとしています。

<衣浦衛生組合の計画>

(6) 碧南·高浜地域循環型社会形成推進地域計画

対象地域(碧南市・高浜市)の廃棄物についての発生抑制や再使用、処理体制の推進 等に関する両市の目標を示しています。

<衣浦東部広域行政圏協議会の計画>

(7) 衣浦東部ごみ処理広域化計画

衣浦東部広域行政圏協議会(碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市の碧海5市で構成した法定協議会)では、2001 (平成13)年度(2008 (平成20)年度及び2013 (平成25)年度改定)に「衣浦東部ごみ処理広域化計画」を策定し、ごみ処理の広域化体制を構築するための方針を定めました。最新では、2019 (平成31)年3月に見直しを行いました。

<本市の計画等>

(8) 第7次高浜市総合計画

本市のこれから10年間の目指すべき姿やまちづくりの目標・取組の方向性を示すものであり、行政だけでなく、本市にかかわるすべての人が共有する計画です。計画期間は、2023(令和5)年度から2032(令和14)年度までの10年間の計画です。まちづくりの方向性を示す基本計画は前期と後期に分かれ、基本計画(前期)は2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの取組を掲げています。

(9) 高浜市環境基本計画

2023(令和5)年度に脱炭素社会の実現に向けた計画として新たに策定するものです。本市の経済・社会・環境の調和ある地域特性を踏まえ2050年の二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取組に重点を置いています。

4. 計画の対象となる廃棄物の範囲

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。本計画では、市町村に処理責任 のある一般廃棄物に関する事項を対象範囲とします。

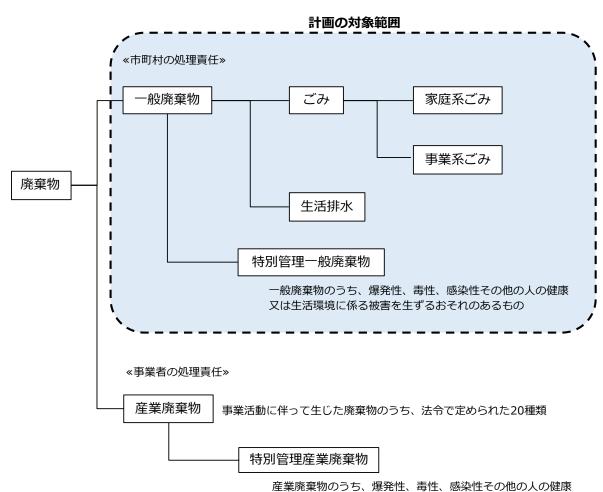


図1-2 計画対象廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、再性、概染性での他の人の健康 又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

5. 対象区域

本計画は、本市の行政区域全体を対象とします。

6. 計画の期間

一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を10年から15年先に定め、概ね5年ごとに改定 (見直し)するほか、策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直す ことが適切であるとされています。

したがって、本計画の期間は2024(令和6)年度から2033(令和15)年度の10年間とし、2028(令和10)年度を中間年度と定め、施策の点検や課題等の整理を行います。なお、5年を目途にごみ処理量等に大きな変動があった場合は、見直しを行います。また、関係法令や上位計画の変更など、計画の前提条件に変更が生じた場合には適宜見直しを行います。

2023 西暦 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 5 7 14 令和 6 8 9 12 13 **15** 10 11 高 前計画 計画期間(10年) 浜 市 計画 改定 【計画内容見直し】 最 般 中 ・施策の点検と見直し 終 廃 間 目 基 棄 ・現状と課題の整理 年. 標 本 物 度 ・目標の達成状況確認 年 計 処 度 画 理 第7次高浜市総合計画 上関 位 連 計す 画る 高浜市環境基本計画

図1-3 計画の期間

7. 市の概要

(1) 市の概要

本市は、愛知県の中央南部三河平野の西南部に位置し、中部圏の中核都市である名古屋市から南東へ25kmのところにあり、東は安城市、西は衣浦港をへだてて半田市、南は碧南市、北は刈谷市に接しています。本市の面積は、面積13.11km²、東西の距離は4.2km、南北の距離は5.5kmです。

鉄道は名古屋鉄道三河線が通り、道路は名豊道路や伊勢湾岸自動車道といった幹線道路に接続している国道419号や、三河湾沿いの幹線道路となっている国道247号が整備されています。



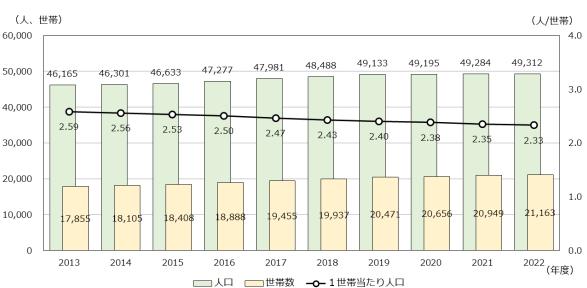
図1-4 本市の位置

(2) 人口・世帯数

2022(令和4)年度における本市の人口は49,312人、世帯数は21,163世帯、1世帯当たり人口は2.33人です。人口や世帯数は増加傾向にありますが1世帯当たり人口は減少しています。年齢区分別人口割合は、年少人口(0~14歳)は低下、老年人口(65歳以上)は上昇の傾向がみられ、今後、少子高齢化、核家族化の進行や、単独世帯の増加、単独世帯の中でも特に高齢世帯の増加が想定されます。

また、外国人人口も増加推移しており、2022(令和4)年10月末時点での本市の外国 人人口割合は約8.3%となっています。

図1-5 人口及び世帯数の推移



資料:高浜市の統計より作成

(各年度10月1日時点)

(各年度10月1日時点)

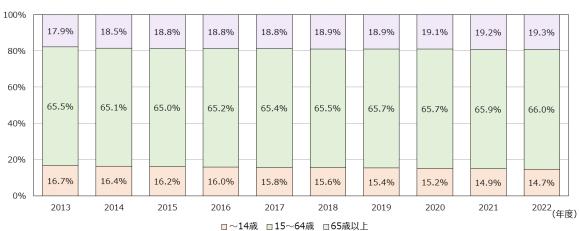


図1-6 年齢区分別人口割合の推移

資料:高浜市の統計より作成

図1-7 外国人人口割合の推移

(各年度10月1日時点)



資料:高浜市の統計より作成

(3) 産業の動向

① 事業所数と従業者数の推移

事業所数は2012(平成24)年度から増減を繰り返していますが、従業者数は増加傾向にあります。



図1-8 事業所数及び従業者数

資料:経済センサス活動調査より作成

② 産業分類別事業所数及び従業者数

2021(令和3)年度における産業分類別の事業所数では、第三次産業の割合が最も 多く71.5%となっています。また、従業者数では、第二次産業の割合が56.6%と最も 多く、中でも特に製造業の就業率が全体の過半数を占めています。

産業分類	事業所数	(構成比 %)	従業者数	(構成比 %)
第一次産業	5	0.3	33	0.1
農業	4	0.3	29	0.1
林業	0	0.0	0	0.0
漁業	1	0.1	4	0.0
第二次産業	423	28.1	12,886	56.6
鉱業	1	0.1	3	0.0
建設業	131	8.7	731	3.2
製造業	291	19.4	12,152	53.4
第三次産業	1,075	71.5	9,844	43.2
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.1	9	0.0
情報通信業	3	0.2	11	0.0
運輸業、郵便業	41	2.7	815	3.6
卸売業、小売業	328	21.8	2,646	11.6
金融業、保険業	21	1.4	195	0.9
不動産業、物品賃貸業	85	5.7	297	1.3
学術研究、専門・技術サービス業	49	3.3	193	0.8
宿泊業、飲食サービス業	123	8.2	1,347	5.9
生活関連サービス業、娯楽業	128	8.5	456	2.0
教育、学習支援業	81	5.4	778	3.4
医療、福祉	126	8.4	1,686	7.4
複合サービス事業	6	0.4	63	0.3
サービス業 (他に分類されないもの)	77	5.1	1,038	4.6
公務 (他に分類されないもの)	6	0.4	310	1.4
合計	1,503 件	100%	22,763 人	100%

表1-1 産業分類別事業所数及び従業者数(2021(令和3)年)

資料:令和3年度経済センサス活動調査より作成

③ 生産額と成長率

愛知県統計資料において、2012(平成24)年度から2020(令和2)年度の本市における総生産額は以下の通り示されており、年間成長率(対前年増加率)の平均は0.989%となっています。



図1-9 市内総生産額の成長率

資料:愛知県の市町村民経済計算統計表を参考に作成

(1) 持続可能な開発目標(SDGs)の達成

SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015(平成27)年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030(令和12)年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。本計画の上位計画である第7次高浜市総合計画は、目標の達成によりSDGsの達成に寄与するとしています。本計画においても施策とSDGsとの関係性を整理し、計画の推進を図ることで、国際的な目標であるSDGsの達成に貢献していきます。

SUSTAINABLE G ALS



出典:国際連合広報センターホームページ

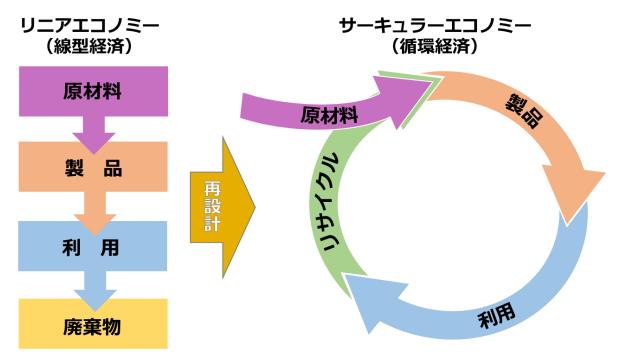
(2) カーボンニュートラル(CN) 脱炭素社会への移行

世界の平均気温は工業化以前(1850~1900年)と比べ上昇しており、このままの状況が続けば更なる気温上昇が予測されています。気候変動に伴い、様々な気象災害のリスクがさらに高まることも予想されており、気候変動の原因となっている温室効果ガスの排出量を減らすためにあらゆる主体が取組む必要があります。

国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。資源循環・廃棄物処理においても温室効果ガスの削減に向けた対応が必要不可欠となっています。

(3) サーキュラーエコノミー(CE)への移行

世界経済の発展により資源・エネルギーや食糧需要の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」の線型経済(Linear Economy)に代わり、持続可能な形で資源を利用する循環経済(Circular Economy)への移行を目指すことが世界の潮流となっています。資源循環の取組が進めば、製品等のライフサイクル全体における温室効果ガスの排出低減にもつながることから、前項のカーボンニュートラルの観点からも重要な取組です。



資料:環境省 令和3年度版 環境・循環型社会・生物多様性白書より作成

(4) 地域循環共生圏を踏まえた廃棄物処理システムの構築

「地域循環共生圏」とは、第五次環境基本計画で提唱された、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進し、地域の活力を最大限に発揮するための考え方です。

将来にわたり廃棄物の持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があります。一般廃棄物処理施設の広域化・集約化や、廃棄物エネルギーの回収による地域のエネルギーセンターとしての活用、災害時の防災拠点としての活用、処理工程の見学等を通じた環境教育・環境学習の場の提供など、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが求められています。

(5) 食品ロス問題

我が国では、食べ残し、売れ残りなど様々な理由で、まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品が大量に発生しており、国際的にも大きな問題となっています。こうした"食品ロス"を削減するため、国では食品リサイクル法の基本方針(2019(令和元)年7月公表)及び「第四次循環型社会形成推進基本計画」(2018(平成30)年6月閣議決定)において、家庭系及び事業系食品ロスを2000(平成12)年度比で2030(令和12)年度までに半減させる目標を設定しています。

2021(令和3)年度の食品ロス量推計値は、523万トンと、前年度より1万トン増加しました。近年減少傾向にあるものの、国の目標達成に向け更なる削減に向けて取組む必要があります。

食品ロス量の推移と削減目標



出典:農林水産省 食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢(令和5年6月時点版)

(6) プラスチック資源循環の促進

海洋プラスチック問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制等への対応を契機に、 国内のプラスチック資源循環の重要性は高まっています。

そのため、プラスチック資源循環の促進等を図ることを目的に「プラスチックに係る 資源循環の促進等に関する法律」が2022(令和4)年4月に施行されました。Reduce (リデュース)・Reuse(リユース)・Recycle(リサイクル)の総称である3Rに "Renewable(リニューアブル:再生可能)"を加えた3R+Renewableを基本原則とし ており、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体における 取組が求められています。

第2章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理施策の沿革

ごみの減量と資源化促進のため、2019(令和元)年に可燃ごみ指定袋の無料配布を廃止し、料金を改定しました。今後も市民の皆様にご理解ご協力をいただきながら、ごみの減量・資源化を推進していきます。

表2-1 ごみ処理施策の沿革

年 度	内 容						
昭和53	・衣浦衛生組合の破砕施設にて磁選機鉄類回収を開始						
62	・衣浦衛生組合の破砕施設の前処理工程にてアルミ等回収を開始						
平成 3	・集団回収事業への報奨金交付						
4	・くうかん鳥によるアルミ缶、スチール缶の回収開始						
5	・コンポストの購入費補助開始						
6	・市不燃物埋立場(稗田町)埋立開始						
	・可燃ごみの市指定袋制を開始(規定枚数無料配布)						
7	•資源物分別収集開始(18分類)						
	・廃食油リサイクルせっけん製造機の導入						
	・衣浦衛生組合の新焼却施設及び粗大ごみ処理施設(クリーンセンター衣浦)完成						
8	・発酵用密閉バケツの購入費補助開始						
	・衣浦衛生組合リサイクルプラザ完成						
	・クリーンセンター衣浦では家庭系ごみの直接持ち込み者対象に資源分別を開始						
9	(碧南方式)						
	・市不燃物埋立場(稗田町)埋立完了						
10	・衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場受入開始						
11	・衣浦衛生組合余熱利用施設(サンビレッジ衣浦)完成						
12	・スプレー缶の分別収集開始						
	・市指定ごみ袋に英語及びポルトガル語を印刷						
14	・市指定ごみ袋の「30L用」を廃止、「40L用」のみとする						
'	・市指定ごみ袋のポルトガル語の印刷文面を改定						

年 度	内 容					
平成16	・高浜市ごみ処理基本計画策定					
T)X10	•高浜市分別便利帳(保存版)作成					
17 ·可燃ごみ用収集袋 35 L、25 L に変更						
19	・高浜市ごみ分別便利帳改訂版作成 全世帯配布					
20	・高浜エコハウス開設					
20	・プラスチック製容器包装収集開始					
21	・高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例施行					
22	(公財)愛知臨海環境事業センター(アセック)共用開始					
23	・高浜市ごみ分別便利帳(平成23年版)作成 全世帯配布					
25	・衣浦ポートアイランド受入れ終了(2月)					
25	・小型家電の収集を開始(不燃ごみに追加)					
26	・高浜市ごみ処理基本計画改定					
27	・高浜市ごみ分別便利帳(平成27年版)作成 全世帯配布					
29	•高浜市災害廃棄物処理計画策定					
	・有害ごみ廃止、コード類・テープ類 使い捨てライター、蛍光灯・電池類新設					
30	・ごみ分別アプリ運用開始					
	・可燃ごみ用指定袋広告掲載開始					
	・可燃ごみ指定袋の無料配布廃止					
令和元	(中サイズ40円/枚→20円/枚、小サイズ30円/枚→15円/枚)					
	・高浜市役所、高浜エコハウスで小型充電式電池の回収ボックス設置					
2	・高浜市ごみ分別便利帳令和2年改訂版作成、全世帯配布					
3	・宅配事業者と小型家電の再資源化促進に関する協定締結					
	・スプレー缶の穴あけ不要に変更					
4	•集団回収報奨金増額					
	(古紙類3円/kg、金属類5円/kg、びん類3円/kg →各々6円/kg)					
	·碧南·高浜地域循環型社会形成推進地域計画策定(衣浦衛生組合)					

2. ごみ処理体制

(1) 分別区分

燃やせるごみは指定ごみ袋制度を導入し、委託業者によるステーション回収を行っています。不燃ごみと資源物については分別収集拠点を設けて回収しており、さらに、通常の収集日に排出できない市民のために分別収集特別拠点での収集も行っています。また、一部の粗大ごみは高浜エコハウスで収集を行っています。

なお、これら燃やせるごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみについてはクリーンセンター 一衣浦でも受け入れています。

事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、事業者が自ら運搬あるいは、市長の許可を受けた業者がクリーンセンター衣浦へ搬入しています。

分別区分		主な品目内容	収集方式	Ц	又集回数		
可燃ごみ		燃やせるごみ	ステーション方式 (指定 <i>ごみ</i> 袋 ^{※1})	週2回			
不燃ごみ		陶器、ガラス、金属類、小型家電など					
	紙類	新聞紙、雑誌、段ボール、紙パックなど		- 2 E			
	古繊維類	衣類、ぼろきれなど		月2凹			
	ペットボトル	ペットボトル			月 2 回 月 4 回		
	発泡スチロール	発泡スチロール、緩衝材、トロ箱		845			
	プラスチック製容器包装	プラマークが目印	拠点回収方式	月4回			
資源物	びん類	生きびん、雑びん					
		アルミ缶、スチール缶、その他の缶					
	コード類・テープ類・ 使い捨てライター	使い捨てライター、ビデオ・カセットテープ、 電気コード類		月2回			
	蛍光灯·電池類	乾電池・ボタン電池、蛍光灯、水銀含む 温度計・体温計など					
	スプレー缶	化粧品、塗装用、殺虫剤、カセットコンロ 用ボンベなど					
粗大ごみ		家具類・寝具類・敷物類・諸車類	拠点収集方式	毎	週日曜日		
埋立ごみ		コンクリートくず・陶器くず・ガラスくず・土砂	直接搬入 ^{※2}	月~金曜日 (祝日、年末年始除〈)			

表2-2 本市の家庭系ごみの分別区分

^{※1.}高浜市指定ごみ袋(可燃ごみ)…中(35 L)20円/枚、小(25 L)15円/枚

^{※2.}許可制(有料)…1,040円/車·台(軽自動車·普通自動車)

(2) ごみ処理フロー

本市のごみ処理の流れは、図2-1の通りです。

ごみの種別 中間処理 最終処分 衣浦衛生組合 燃やせるごみ クリーンセンター衣浦で焼却 焼却残渣等 民間処分場へ 資源化 再生業者へ 処理残渣 不燃ごみ 粗大ごみ クリーンセンター衣浦 (破砕・選別処理) 鉄•非鉄金属 再生業者へ 硬質プラスチック 金属類 コード類・テープ類 使い捨てライター 家具等利用 リサイクルプラザ 市民へ販売 可能な物 クリーンセンター衣浦 電池 蛍光灯·乾電池 再生業者へ (保管) 蛍光灯 クリーンセンター衣浦 再生業者へ (破砕) 陶磁器、ガラス類 再生業者へ 生きびん 再生業者へ 雑びん アルミ缶 再生業者へ その他の缶 スプレー缶 スチール缶 再生業者へ (飲料缶) 紙類 再生業者へ 古繊維類 中間処理(フレーク化) ペットボトル 再生業者へ 発泡スチロール 中間処理(減容) 再生業者へ プラスチック製 日本容器包装 中間処理 (ベール化) リサイクル協会へ 容器包装 集団回収 再生業者へ

図2-1 処理フロー

(3) ごみ処理施設

◆クリーンセンター衣浦

本市と碧南市より一部事務委託された衣浦衛生組合により一般廃棄物を受け入れています。可燃物は焼却処理され、不燃ごみは破砕選別後、リサイクル等されています。焼却に伴って発生する熱を周辺施設のサン・ビレッジ衣浦へ供給しています。

概 項 目 要 名 称 衣浦衛生組合クリーンセンター衣浦 所在地 碧南市広見町1丁目1番地1 21,985.4m² 敷地面積 処理形式 回転ストーカ式全連続焼却炉 焼却施設 処理能力 190 t /日(95 t /日×2炉) 剪断式破砕機、回転式破砕機 処理形式 破砕施設 処理能力 40 t /日 (5 h)

表2-3 クリーンセンター衣浦の概要

◆高浜市不燃物搬入場

本市の埋立処分場は受け入れを終了しています。現在は不燃物搬入場として土砂等を受け入れています。

項目	概 要
名 称	高浜市不燃場搬入場
所 在 地	高浜市稗田町二丁目 5-1、5-2、5-3
搬入対象	土砂、陶器、コンクリート、ガラスくず

表2-4 不燃物搬入場の概要

◆最終処分場

クリーンセンター衣浦から発生する焼却灰等は、公益財団法人愛知臨海環境整備センター(略称ASEC)の衣浦港3号地廃棄物最終処分場や民間業者に委託して、埋立処分やリサイクルをしています。

表2-5 衣浦港3号地廃棄物最終処分場の概要

項目	概 要
名 称	公益財団法人愛知臨海環境整備センター
	衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場
所 在 地	知多郡武豊町字旭1番及び一号地17番2の地先公有水面
埋立地面積	388,132.8m² (全体面積 471,825.70m²)
埋立容量	4,566,000m ³

出典:公益財団法人愛知臨海環境整備センターホームページ

(4) ごみ処理経費

2022(令和4)年度の本市のごみ処理経費は832,784千円であり、市民1人当たりの 処理経費は16,888円、ごみ量1 t 当たりの処理経費は56,068円です。

事業費等の増加などの要因もあり、年々増加傾向にあります。今後、ごみ処理体制の 効率化を進めつつごみの減量を図り、ごみ処理経費の削減を進める必要があります。

(円/人),(円/t) (百万円) 80,000 1,000 70,000 860 833 825 60,000 800 717 704 689 656 56,455 639 636 645 56,068 50,000 53,540 600 48,348 46,480 44,551 40,000 43,540 43,016 41,257 40,674 40,678 30,000 400 20,000 200 17,440 16,769 16.888 10,000 15,378 14,890 15,163 13,933 14,165 14,216 13,784 13,437 0 2022 (年度) 2013 2012 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 □□ごみ処理経費 1人当たりごみ処理経費 1 t 当たりごみ処理経費

図2-2 ごみ処理経費と1人当たり処理経費、1 t 当たり処理経費の推移

資料:一般廃棄物処理実態調査より作成

年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 ごみ総排出量(t) 15,645 15,063 15,429 15,801 15,849 636,343 655,841 717,138 703,952 644,713 処理経費 計(千円) 45,730 108,862 81,061 39,075 建設・改良費 166,133 178,424 180,097 180,596 180,761 収集運搬費 中間処理費 35,385 37,406 39,126 39,775 40,382 最終処分費 3,243 4,239 5,067 8,456 4,846 組合分担金 400,261 353,321 346,306 354,195 338,853 31,321 36,721 37,680 39,869 40,796 事業費等 年度 平成30年度 令和2年度 令和4年度 令和元年度 令和3年度 ごみ総排出量(t) 16,024 15,409 15,408 15,225 14,853 689,294 744,991 824,943 859,522 832,784 処理経費 計(千円) 建設・改良費 51,748 33,870 63,716 81,584 77,695 収集運搬費 181,618 188,789 189,328 184,699 188,900 41,576 中間処理費 39,699 41,077 41,437 42,002 5,929 5,709 4,025 4,399 最終処分費 4,801 368,833 427,241 464,828 477,226 441,061 組合分担金 42,595 48,085 事業費等 59,925 70,412 78,727

表2-6 ごみ処理経費の内訳

(5) ごみの組成

クリーンセンター衣浦におけるごみの組成分析の結果は、図 2-3、図 2-4 の通りです。 組成分析結果より、2022(令和 4)年度において、紙・布類が39.9%と最も多く、次いで合成樹脂類が24.4%、厨芥類(生ごみ)が16.0%、木・竹・草類が15.4%となっています。ごみの成分では水分が47.3%含まれています。

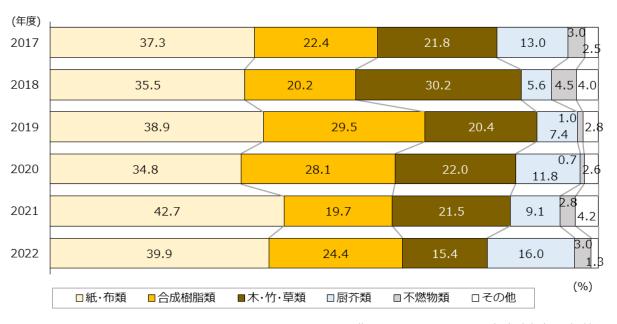


図2-3 可燃ごみ組成分析

出典:クリーンセンター衣浦焼却炉運転状況

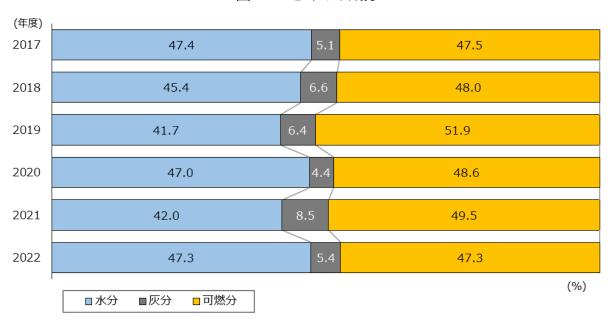


図2-4 ごみの3成分

出典: クリーンセンター衣浦焼却炉運転状況

3. 前回計画の実績

(1) 目標の達成状況

前回計画で定めた目標値と実績は以下に示す通りです。2022(令和4)年度のごみ総排出量は14,817 t で1人1日当たり排出量は823g/人・日となっています。1人1日当たり家庭系ごみ排出量は528g/人・日、1人1日当たり資源物回収量は59g/人・日、1人1日当たり事業系ごみ排出量は236g/人・日であり、2023(令和5)年度での目標達成は困難な状況です。

なお、参考として2021(令和3)年度の愛知県全体のごみの排出状況は、1人1日当たり排出量(集団回収量除く)は841g/人・日、1人1日当たり家庭系ごみ排出量は514g/人・日、1人1日当たり資源物回収量は92g/人・日、1人1日当たり事業系ごみ排出量は235g/人・日となっています。

表2-7 前回計画の目標値と実績

	実	績	目標	目標達成
項目	2012年度	2022年度	2023年度	見込み
	(平成24年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	
総人口	45,875人	49,312人	48,900人	_
ごみ総排出量	14,793 t	14,817 t	14,279 t	^
1人1日当たり排出量	900g/人·日	823g/人·日	800g/人·日	Δ
家庭系ごみ排出量	9,125 t	9,512 t	7,139 t	
1人1日当たり排出量	545 g /人·日	528g/人·日	400g/人·日	×
資源物回収量	1,653 t	1,065 t	3,570 t	
1人1日当たり回収量	99 g /人·日	59g/人·日	200g/人·日	×
事業系ごみ排出量	4,015 t	4,240 t	3,570 t	
1人1日当たり排出量	240 g /人·日	236 g /人·日	200g/人·日	×

① ごみ総排出量の推移

ごみ総排出量は2018(平成30)年度まで微増していますが、その後は減少傾向となっています。家庭系ごみは、可燃ごみ指定袋の無料配布を廃止した2019(令和元)年度には一時減少し、その後、2020(令和2)年度に再び増加したものの、その後は減少傾向にあります。ごみ総排出量の内訳をみると、2022(令和4)年度の家庭系・事業系ごみ排出量は2012(平成24)年度と比較して増加していますが、1人1日当たりの排出量は減少しています。



図2-5 ごみ総排出量と1人1日当たり排出量の推移

② 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、中間目標である2018(平成30)年度(目標:470g/人・日)で552g/人・日、2022(令和4)年度で528g/人・日となっており、全体的には減少傾向にあるものの、2023(令和5)年度の目標達成(目標400g/人・日)は困難な状況です。

可燃ごみ指定袋の無料配布を廃止した2019(令和元)年度においては減少しましたが、2020(令和2)年度にはコロナ禍における在宅勤務・ECサイトの利用増加などライフスタイルの変化によって増加しました。ただし、2021(令和3)年度、2022(令和4)年度は減少傾向となっています。



図2-6 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の推移

③ 1人1日当たり資源物回収量

1人1日当たりの資源物回収量は、中間目標である2018(平成30)年度(目標: 150g/人・日)で84g/人・日、2022(令和4)年度で59g/人・日と減少傾向が続いており、2023(令和5)年度の目標達成(目標200g/人・日)は困難な状況です。

資源物の内訳をみると、特に紙類の減少が顕著であり、民間事業者による古紙回収の 増加や新聞購読率の低下など社会的な要因によって本市が回収する量が減少しています。 また、紙類以外については概ね横ばいとなっています。

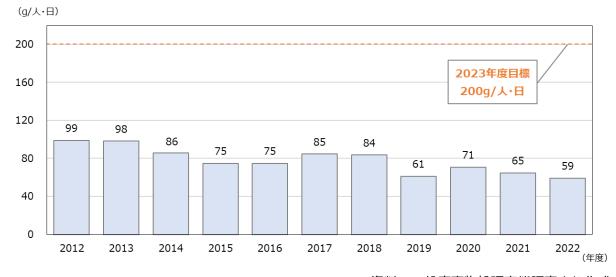


図2-7 1人1日当たり資源物回収量推移

資料:一般廃棄物処理実態調査より作成

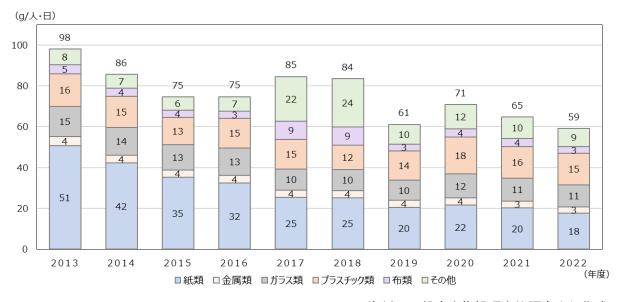


図2-8 1人1日当たり資源物回収量推移の内訳

④ 1人1日当たり事業系ごみ排出量

1人1日当たりの事業系ごみ排出量は、中間目標である2018(平成30)年度(目標220g/人・日)で265g/人・日、2022(令和4)年度で236g/人・日となっており、2023(令和5)年度の目標達成(目標:200g/人・日)は困難な状況です。

2018 (平成30) 年度までは増加傾向を示していましたが、コロナ禍の影響により大きく減少していると考えられます。その後、横ばいとなっており、現在もコロナ禍の影響が続いていると考えられますが、今後、再び増加傾向に転じる可能性があります。

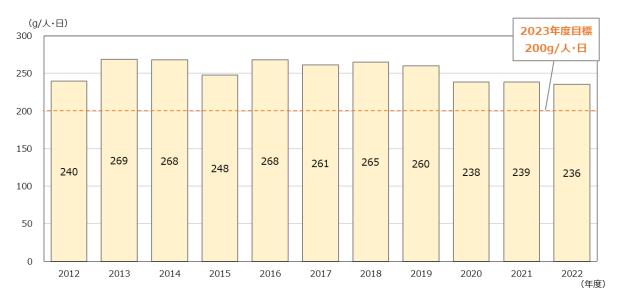


図2-9 1人1日当たりの事業系ごみ排出量推移

(2) 施策取組状況

前回計画における施策と実施状況について表2-7に、実施済 (\bigcirc)、一部未実施 (\triangle)、未実施 (\times) として整理しました。

表2-8 施策の実施状況

施策の内容			評価	取組み内容及び評価
①資	源化	とできるものは、「ごみ」にしません		
	アケ	分別排出の徹底		(評価) △
		分かりやすいごみの分別冊子を作成・配布する	0	高浜市ごみ分別便利帳を発行して全世帯へ配布した (実施年度: H27、R2)
		分別の徹底や資源化に向けた広報活動や	0	高浜エコハウスでの分別学習を希望者に実施した (随時)
		学習活動を進める	0	広報たかはまにごみの出し方の記事を掲載した (適宜)
		紙や紙製容器包装の資源化を進める	0	ごみ分別便利帳に紙製容器包装の出し方を掲載した (実施年度: H27、R2)
		その他のプラスチック製品の分別収集を進める	×	未実施
		市民のごみ出しマナー向上を図るため、指導・	0	ごみの不適切排出者に対してポスティングによる啓発を実施した (随時)
		啓発を強化する	0	資源物の分別区分を見直した
	イ.生	とごみの資源化		(評価) △
		生ごみ堆肥化容器購入の補助制度を拡充 する	0	高浜市生ごみ堆肥化促成補助金を拡大 [※] した (実施年度: H28) ※1/3補助 (最大2万円) → 1/2補助 (最大3万円)
		事業所からの減量・リサイクル促進を図る	×	未実施
	ウ.拜	月利用促進の仕組みづくり		(評価)○
		ラン・フリウスの字光ナウナ-4-1-1-7	0	高浜エコハウスで資源物の分別学習を実施した(随時)
		高浜エコハウスの運営充実を検討する 	0	 高浜エコハウスに粗大ごみ拠点を開設した
		バザー・フリーマーケット実施団体を支援する	0	高浜エコハウスでのフリマ実施団体を減免実施した (実施年度: H28~31)
		集団回収の実施団体・グループの拡大を図る	0	
		店舗等での自主回収・資源化を働きかける	0	市内の店頭資源回収場所一覧を市HPに公開した (実施年度 : R4)
		分別収集拠点に排出できない市民のために、		
		特別拠点回収を引き続き開設する	0	分別収集特別拠点の開設時間を伸ばし、受け入れを拡大した
②通	正な	よごみ処理につとめます		(評価) ○
	アド			(評価) ○
) III	3177 (1007 to 3 EC 10 4 E 3 O 3 A 17 1		環境美化活動のための軽トラの貸し出し、クリーンセンター衣浦へのごみ
		環境美化指導員・環境美化推進員の連携 強化を図る	0	搬入料の減免を実施した(随時) 環境美化推進員の登録を推進した
		Micelo	0	(登録数: R4年度末において24団体6,556人)
		地域・学校・事業者・関係機関と連携した		市民行動の日(年2回)に一斉清掃を実施した※コロナによる中止あり
		- 環境美化・保全活動を進める	0	ごみの出し方等についての出前授業を実施した(実施年度: H27、R4)
		大のふんの放置禁止運動を飼い主等と進める	0	希望者へ啓発看板の配布や、ふんが放置されているエリアへの注意喚起
				ポスティングを実施した (随時) 雑草等が繁茂している土地の所有者に対して、適正管理を促す文書
		美しいまちの景観づくりを推進する	0	を配布した (随時)
	イ.	不法投棄の防止		(評価) 〇
		パトロールによる監視体制と指導を強化する	0	職員等による市内ごみステーション・資源物分別収集拠点のパトロール を実施した (通年)
			0	転入者へ窓口でごみ出しルールを説明した (通年)
		ごみ出しルールの周知徹底と啓発活動を推進 する	0	不適切排出ごみに警告シールを貼った(随時)
		9 d	0	ごみの不適切排出者にゴミ出しルールの周知文を送付した(随時)
		不法投棄の多発箇所に監視カメラの導入を 検討する	0	防犯カメラの仕様、設置方法等について検討した (実施年度: R4)
		不法投棄されない環境づくりを進める	0	
	ウ.			· (評価) 〇
		「野焼き」防止の指導と啓発を強化する	0	ごみ分別便利帳に注意文を掲載した (実施年度: H27、R2)
			0	
		廃棄物処理基準が守られていない小型焼却炉	Ō	ごみ分別便利帳に注意文を掲載した (実施年度 : H27、R2)
		でのごみ焼却の防止を図る	0	「基準を満たさない小型焼却炉でのごみ焼却」に関する苦情は無かった

施策の内容			評価	取組み内容及び評価	
32	ぶみ袋	の仕様を検討します。また、有料化の検討をしま	व	(評価) △	
	ア. ごみ袋の種類と仕様の検討			(評価) △	
		種類(可燃・生ごみ・プラ・不燃等)を検討する	×	未実施	
			0	 大きさについて大・極小の導入を検討した (実施年度 : R2)	
		仕様(色・形状・大きさ・厚さ・材質・デザイン等) を検討する	0	外国人にも伝わるように英語・ポルトガル語やイラストを掲載した	
		د الالال	0	可燃ごみ指定袋の色を黄色から白色へ変更した (実施年度: R元)	
	イ.	ごみ袋の有料化		実施状況(評価)〇	
		世帯人数による一定枚数の無料配布を廃止 し、指定ごみ袋の有料化を進める	0	指定ごみ袋の無料配布を廃止した (実施年度:R元)	
		指定ごみ袋の価格について、愛知県内や近隣 市の状況を調査し検討する	0	無料配布を廃止する際、価格を改定した (実施年度 : R元) ⇒ 中サイズ:20円/枚、小サイズ:15円/枚	
		販売取扱店を拡大し、購入しやすくする	0	指定ごみ袋の販売取扱店を拡大した (店舗数: R5.3.1現在65店舗)	
	ウ.	町内会との連携強化		実施状況(評価)△	
		ごみ袋の仕様の検討等、町内会と連携した 検討体制を確立する	Δ	町内会行政連絡会へ参加した (随時)	
		ごみの出し方・困りごと等の情報共有を進める ため、町内会との連携強化を図る	Δ	町内会と不法投棄に関すること等で連携した(随時)	
4帽	報の)共有化を図ります		(評価) △	
	ア.	情報開示の具体化		(評価) △	
		公共施設、学校、集会所等での情報開示を 進める	0	高浜エコハウスでリサイクルカレンダーを掲示した (通年)	
		市広報により情報を積極的に発信する	0	ごみに関する記事を広報に掲載した (適宜)	
		リサイクル情報等を冊子やマップ等にまとめて 提供する	0	高浜市ごみ分別便利帳に、収集後のごみの行方を掲載した (実施年度: H27、R2)	
		インターネットを活用した情報提供やメールに よる情報交換づくりを推進する	0	ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を導入し、広報等で周知した (実施年度 : H31.2)	
		ごみ処理基本計画の実施状況を公表する	×	未実施 未実施	
	イ.	事業所等との連携		(評価) △	
		市内小売店等にリサイクル情報を提供し、 事業所と連携した資源回収を進める	0	店頭資源回収を実施している市内店舗の一覧を市HPに掲載した (実施年度 : H27、R2)	
		市内のISO14001認証事業所とのネットワーク を強化し、地域密着型の事業活動を促進する	×	未実施	
	ウ.	環境学習の場づくり		(評価) △	
		地域、団体での学習の活性化を図る	0	高浜エコハウスでの分別学習を実施した (随時)	
		ごみに関する環境出前講座を推進する	0	講師を派遣しての出前授業を実施した (実施年度 : H27、R4)	
		親子で参加できるリサイクル施設等の見学会を 推進する	×	未実施	
		不法投棄の発生原因を考るため、不法投棄 現場の情報公開等を進める	0	小学校区ごとの不法投棄件数を市HPオーブンデータとして公開した	

施策の内容			評価	取組み内容及び評価	
⑤環境学習の推進につとめます				(評価) △	
	ア.	環境学習会の開催		(評価) △	
		学校の総合学習や地域の環境学習に講師を 派遣する	0	講師を派遣しての出前授業を実施した (実施年度: H27、R4)	
		集団回収の場を利用した環境学習を推進する	Δ	小中学校PTAによる集団回収を支援(報奨金)した (随時)	
		資源回収拠点の場を利用した環境学習を 推進する	0	高浜エコハウスでの分別学習を実施した(随時)	
		リフォームやエコクッキング等の講習会の促進する	0	食品ロス削減レシピコンテストを実施し、市HPで受賞レシピを公表した (実施年度: R3、R4)	
	イ.	- 学習の活用化促進		(評価) △	
		ごみ減量やリサイクルに関する展示会、発表会 を開催する	0	食品ロス削減レシピコンテストを実施し、市HPで受賞レシピを公表した (実施年度: R3、R4)	
		地域のアイデアや工夫についての情報を広報等 で提供する	0	市民の方のSDGsへの取組みを広報たかはまで公開した(実施年度:R4)	
		効果のあった活動や対策事例をパネル等で紹介し、地域の創意工夫が広がる仕組みをつくる	×	未実施	
	ウ.	人材育成の支援		(評価) △	
		環境美化推進員養成講座を開催する	×	未実施	
		 資源物分別立番者の育成研修会を開催する	0	高浜エコハウスでの分別学習を実施した(随時)	
		子どもを対象に、体験型の環境学習を推進する	0	講師を派遣しての出前授業を実施した (随時)	
6 2	.	減量化を事業者の協力により加速させます	,	(評価) ×	
	ア.	事業者への協力要請		(評価) ×	
		「ごみゼロ推進店」の認定化を進める	×	未実施(愛知県で実施されている:ごみゼロ社会推進あいち県民会議)	
		簡易包装での販売、量り売り、ばら売りの導入 等の働きかけを進める	×	未実施	
		事業活動に伴い発生する、ごみの発生抑制や 資源化を働きかける	×	未実施	
		市民、事業者、市などの意見や情報の交換ができる場づくりを進める	×	未実施	
	イ.	環境対応製品の活用依頼		(評価)×	
		詰め替え製品や環境配慮型製品(グリーン 製品)の取扱いの拡大を働きかける	×	未実施	
		環境に配慮した製品(長期間使用可能・ 修理しやすい等)の製造・販売を働きかける	×	未実施	
		再生資源利用や再生品使用の必要性のPR 及び再生品に対する情報を提供する	×	未実施	
		事業所での分別収集の推進		(評価) △	
		分別収集を推進・支援する仕組みを検討する	Δ	一部未実施	
				(衣浦クリーンセンターで紙類の資源化を促すチラシを作成した)	
		外国人労働者を雇用する事業所と連携して、 情報を提供できる仕組みづくりを進める	0	高浜エコハウスでの分別学習を実施した(随時)	
⑦災	(書)	寺のごみ処理体制を整備します		(評価) (
	ア.	災害時の保管場所の確保		(評価) 〇	
		地域別に災害ごみの仮置場の確保を進める	0	高浜市災害廃棄物処理計画を策定した (実施年度: H30)	
		災害時のごみの排出マニュアルづくりを進める	0	高浜市災害廃棄物処理計画を策定した (実施年度 : H30)	
		仮置場の公衆衛生の確保について検討を 進める	0	高浜市災害廃棄物処理計画を策定した (実施年度 : H30)	
	イ.	災害時のごみ処理体制の整備		(評価) 〇	
		災害ごみの収集・運搬体制を整備する	0	高浜市災害廃棄物処理計画を策定した (実施年度 : H30)	
		災害ごみの安全な処理の体制を整備する	0	高浜市災害廃棄物処理計画を策定した (実施年度 : H30)	
		広域の連携をふまえた処理・処分計画の作成 を進める	0	高浜市災害廃棄物処理計画を策定した (実施年度 : H30)	
		収集運搬許可業者による収集・運搬の応援 体制づくりを進める	0	高浜市災害廃棄物処理計画を策定した (実施年度 : H30)	

4. 市民意識等

(1) アンケート調査の結果

2023(令和5)年度に実施したアンケート調査では、市民、事業者、市内小学生から、 ごみの減量や資源化について次のような回答を得ました。

① 市民向けアンケート

市民向けアンケート調査(2023(令和5)年9月~10月実施、アンケート数500、回答数163、回収率32.6%)において、ごみ問題解決のための行動について回答いただいた結果は図2-10、表2-9の通りです。

"分別排出"、"スーパー等への資源排出"、"マイバックの使用"は「普段から行っている」または「これから行いたい」と回答した方が9割を超える結果となりました。反対に、"地域の美化運動や高浜エコハウスなどでの環境学習に参加"については「行うつもりはない」または「行いたいと思うが難しい」と回答した方が8割を占めました。また、自由記入式にて普段からの行動について回答いただいた結果、分別や生ごみの減量の他、そもそもごみを増やさない工夫をされていることが分かりました。

次に、ごみの減量を一層推進するために、市民、事業者、行政がどのような取組・行動を行うべきか、自由記載いただいた結果概要は表2-10の通りです。

今後も市民の皆さまが分別排出しやすい状況を整備していくとともに、美化活動・環境学習についてもより気軽に取組める機会を創出し、ごみの減量・資源化に向けた意識 啓発を図っていきます。

図2-10 ごみ問題解決のための行動について(市民)

20%

40%

0%

- 1. ごみ、資源ごみを地域のルールにしたがって 分別して出している
- 2. 資源ごみはスーパー等の店頭回収ボックスや 新聞販売店等の古紙回収ボックス、 集団回収を利用している
- 3. 買い物のときはマイバックを使用している
- 4. ものを修理して長く使う、不用品を人に譲る、 リサイクルショップやバザー等を活用(売る、買う) するなど、ごみにならないよう心がけている
- 5. 食品は食べきれる量だけを購入し、 残さず食べるようにしている
- 6. 生ごみを減量するために、生ごみの水切りを したり、生ごみ処理機を使用している
- 7. 地域の美化運動や高浜エコハウスなどでの 環境学習に参加している

89% 6% 4% 1% 1% 9% 4%-4%- 2% 4% 4% 3% 1% 20% 20% 6% 1% 12%/ 1% - 1% 21% 23% 10% 7% 11% 43% 37%

60%

100%

80%

N=163

■①普段から行っている □②これから行いたい □③行いたいと思うが難しい ■④行うつもりはない □無回答・無効

表2-9 自由記入欄で記載された事項(ごみ問題解決のための行動について)

ごみを出さない・	・ なるべくものを買わない。
減らす	・ 良いものを長く使う。
	・ 無駄なもの、同じものを買わない。
	・ ごみがたくさん出ないような商品を選ぶ。
	・ 再利用できるものを中心に購入している。
	・ 過剰包装を断る。
	・ なるべくイートインを利用し、紙やプラスチックの削減を心がけている。
	・ 不要なものはもらわない、買わない。
	・ ペットボトルや紙コップ飲料は買わず、水筒を持参する。
	・ 浄水型のウォーターサーバーを使用している。
	・ 人参、レンコンなどは皮を剥かずに料理している。
	・ 生ごみの一部を堆肥にしている。
	・ 野菜の生ごみは干してから捨てる。
再使用	・ フードドライブを利用した。
	・ 修理して再利用できるか、やれることはやり、誰かが使ってもらえそうな品物はリサ
	イクル店を利用している。
リサイクル	・ 小さな紙片も安易に捨てずに紙ごみとして資源回収に出している。
	・ 段ボールなど分別できるものはまとめて持って行っている。回収場所の地図(市
	内の)があるとよい。毎週朝 7 時~7 時半の短い時間には持参できないので、
	細かく分けて持っていける時間帯の回収 BOX を見つけて出している。
地域清掃	・ 自分の家の周りにごみがあれば拾っている。

表2-10 自由記入欄で記載された事項(市民、事業者、行政が行うべき行動について)

182 10	日山心入園と記載された事項(中氏、事業日、11以か11)へと11動について)
■市民	
ごみ減量	・ 必要な量を把握し、それ以上は購入しないようにする。ムダにしないよう、保存法等を調べる。
	・ 長く使用できるものを選ぶ。
	・ ごみ処理機やコンポストなどを利用し、ごみ削減
	・エコバッグの利用
リサイクル	・ いらなくなった物を売る場所の説明がもっとあった方がいい。(リサイクル場所)
	・ 小さなものでも分別して安易にごみにしない。
	・ リサイクルの徹底
	・ ごみの分別、リサイクル等の意識を高める。
ルール	・ ルールの徹底
	・ ごみを捨てる人に公平に立ち当番の仕事を分担する。
	・ 1家族2袋までといった、ごみ出しの規定を設ける。指定ごみ袋の値段を高くし、各家庭から
	のごみの量を抑制する。
意識	・ まず自分の周りから少しずつできればいい。
	・ 美化・地球温暖化に関心を持ち行動する。 (喜びを感じる)
	・1人1人の意識の向上
	・ 日頃の心がけ
■事業者	
ごみ減量	・ なるべく簡易包装する。
	・ 各事業者がごみの排出を減らしていくよう、毎年結果報告をする。
	・ 小売業者:野菜などのビニール包装を少なくする(バラ売り)紙袋などにする。一個の内容
	量を多くする。
	・ 肉野菜や惣菜等、少量パックを充実させる。
	・ 売上を考慮した生産数の最適化(フードロスの低減等)
	・廃棄を減らす。
	・紙の情報の削減
リサイクル	・再生利用
	・ 分別を簡単にできるよう簡素化する。
環境	・ プラごみ対策された商品作り
影響	
イベント	・アロマを使った手作り石けんや洗剤を簡単に作れる方法など地球にやさしいイベント
	・ ごみがどのようにリサイクルされ、どのような製品に生まれ変わるのか見学ツアーなどを組んでもら
	えるとより意識が向上すると思う。
その他	・行政と一緒に活動できるといい。
	・事業者から出る廃材は多いので利益追求+市民貢献を考えてほしい。
1	・ ポイントや金券と交換できる様な所を増やして欲しい。
	・なるべく環境配慮

■行 政					
排出削減	・ ごみ削減の取組に対して、ポイント等を付けて、行動意欲を高める。				
	・ 生ごみ処理機等購入の補助				
	バザー等、誰でも参加しやすいように開く。				
	・ 古い物の再利用の工夫を。				
	・ 使わなくなった建物のリノベーション検討				
リサイクル	・リサイクル系の補助金				
	・リサイクル分別の場所を増やす。				
	・ 必ず出向くところで、分別でき、ポイ活が出来る仕組みをつくる。				
	これだけ出したらごみ袋 1 枚もらえるなど…。				
啓発	・ ごみリサイクルカレンダーを毎年配布				
	・ごみの分別をわかりやすく広める。				
	・ ごみのルールをしっかりおしえる事				
	・ ごみ処分にかかる費用がどれだけかかっているか市民にアピールし、ごみについての勉強会など				
	を開催する。				
	・ ごみ縮小方法の展示、広報での紹介など				
	・ 紙媒体でのアンケートの廃止(QR コードの活用等)				
	・適切な情報発信				
	美化活動に取組み、活動している方を最大限に褒める。(喜びを持ち活動する)				
	・ 市民が参加できる(参加しやすい)プログラムでごみに対する意識向上を計画する。				
ルール	・ ごみステーションにスーパーやコンビニ袋程度の大きさの袋で捨てている方がいる。指定袋に				
	極小サイズを作って欲しい。				
	・ごみ袋をもっと高い値段にする。				
	・資源物当番の廃止				
	夜間ごみ回収の検討。燃えるごみが昼まで回収出来ていない。				
	・燃えるごみを捨てる場所に柵をし、施錠する。カメラを設置し、分別状況について調査する。				
その他	・ 補助金や助成金、愛知県、国への働きかけ				
	・ 行政と事業者と市民の橋渡しをしてほしい。				
	・ よいアイデアを職員からビルトアップする。				

② 事業者向けアンケート

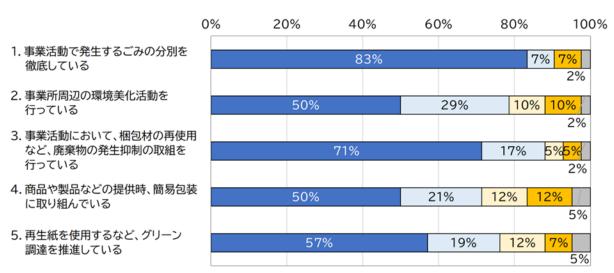
事業者向けアンケート調査(2023(令和5)年9月~10月実施、アンケート数100、回答数42、回収率42.0%)において、地域のごみ問題を解決するための取組について回答いただいた結果は図2-11の通りです。

「取組を行っている」と答えた回答者の割合が多かったのは"分別の徹底"、"発生抑制の取組"でした。その他項目についても、「取組を行っている」または「取組を検討したい(している)」とする回答が7割以上となりました。また、取組に関する自由記入においては、表2-11の通り、ペーパーレス化や古紙リサイクルの取組、事業所内での分別を心掛けているなどの意見が得られました。

次に、ごみの減量を一層推進するために、市民、事業者、行政がどのような取組・行動を行うべきか、自由記載いただいた結果概要は表2-12の通りです。

今後はこういった事業者の取組についての現状を、市としてもより詳細に把握し、一層の連携をもって施策の推進を検討していきます。

図2-11 ごみ問題解決のための行動について(事業者)



N = 42

■①取組を行っている ■④取り組む予定はない □②取組を検討したい(している) □③取り組みたいと思うが難しい □無回答

表2-11 自由記入欄で記載された事項(ごみ問題解決のための行動について)

発生抑制	ペーパーレス化の推進					
	書類の電子化を進め、極力紙を使用しないよう社内に呼びかけている。					
	歩留まりの削減					
有効活用	再資源場所への搬入					
	OA 古紙のリサイクル徹底					
	廃棄商品の飼料化を検討中					
	事業所で分別を行い、お菓子の袋等も生ごみを入れて使っている。					
意識	ごみ問題はひとりひとりの意識の問題であり、ひとりのはじめの一歩を大事に行うことが必要だ					
	と思う。他人事ではない。すべてが自分たちにもどってくることを思い行動することが大切だと					
	思います。					

表2-12 自由記入欄で記載された事項(市民、事業者、行政が行うべき行動について)

■市民	
取組	・マイバッグ使用
	・ マイボトル使用
	・ フードロス
意識	・ リサイクルに出せるものは極力リサイクルへポイ捨てなど、個人のマナーを守っていない人が
	いると思う。マナーの徹底から行う。
	・意識改革
■事業者	
取組	・簡易包装の徹底
	・ フードロス(弁当の残しなくす)
	・ ネット注文でなく店に買いに行く。 (包装や袋の削減)
	・リサイクル化の推進
情報開示	・取組の公表
意識	・ 市町村の定めたルールの徹底など
■行 政	
情報発信	・発信を!!
制度	・ ごみの減量に貢献した企業・市民に対しての表彰、インセンティブ等
	・ 対策を具体的に提示し、対策を実施することで市民・事業者に何らかのメリットを感じさ
	せる取組が必要
	・取組への補助

③ 小学生向けアンケート

市内の小学校4年生を対象としたアンケート調査(2023(令和5)年11月実施、アンケート数481、回答数442(91.8%)において、それぞれ以下のような回答結果となりました。

1. 環境問題への関心について(複数回答可)

環境問題のうちどんな問題に関心があるか聞いたところ、「2.ごみ問題(ポイ捨て、海洋プラスチック、食品ロスなど」が72%と最も多く、また、「3.海や川の汚れ」についても64%が関心を持っていると回答しています。

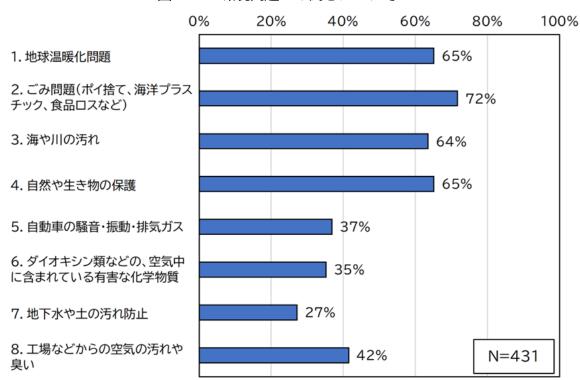


図2-12 環境問題への関心について

2. 高浜市の環境について

高浜市の環境について、「そう思わない」とした回答者の割合が多かったのはいずれ もごみに関する項目である「1.ごみのポイ捨てが少なく、まちがきれいだと思う」 (45%)、「4.川の水がきれいだと思う」(56%)でした。

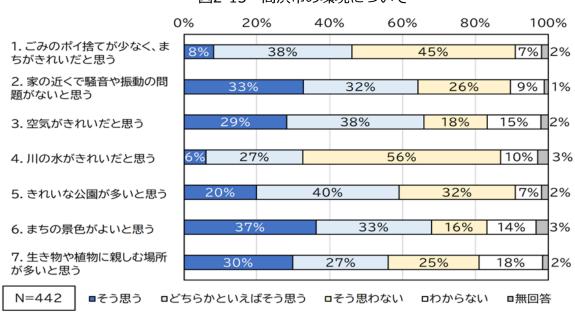


図2-13 高浜市の環境について

3. 将来の高浜市の環境について(複数回答可)

高浜市の将来がどうなってほしいと思うか、という設問に対しては、「4.ポイ捨てなどがない、美しいまち」と回答した人の割合が92%と最も多く、その他項目のいずれにおいても割合が70%以上となっています。

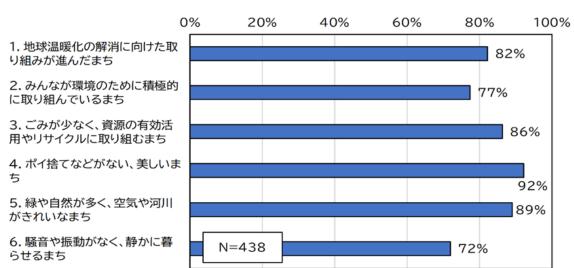


図2-14 将来の高浜市の環境について

4. ごみ問題の解消や将来の環境を良くするための行動について

ごみを減らすことや将来なってほしい環境にするために、どんな行動をすればいいと 思うか記載してもらったところ、以下のような回答がありました。

表2-13 自由記入欄で記載された事項

(ごみ問題の解消や将来の環境をよくするための行動について)

ポイ捨てや不法投棄	・ ポイ捨てをしないでごみは家にもってかえる。
をしない	・ 海や川にごみをすてない。
	・ 道にタバコをすてない。
	・ ごみはごみ箱にすてる。
	・ 川やうみ、こうえんに行ったらごみをいれる袋をもっていく。
	・ ポイ捨て禁止条例をつくる。
ごみを減らす	・ つめかえ用をつかう。
	・ ごみはしっかり水切りをする。
	・ ごはん、きゅう食をのこさない。
	・ 食品ロスになりそうで安くなっている物を買う。
	・ 生ごみをもやしてひりょうにする。
	・ リンゴの皮などを土にかえす。
	・ ごみをなるべく小さくしてからごみ袋に入れて捨てる。
	・ マイバッグやマイばしを持ち歩く。
	・ ペットボトルを買わず、すいとうを使う。
	・ プラスチックせいのふくろやようきをやめる。
	・ むだな物を買わない、よく考えて買う。
ものを大切にして長く	・ 物を大切に使う。
使う、リユースする	・ くり返しつかう。
	・ 使い捨てをへらす。
	・ いらなくなったものは身近な人にゆずる。
	・ いらないものだったらしょ分せずにリサイクルショップにもっていく。
ごみを分別・リサイクル	・ 1 人 1 人が協力してリサイクルしたり分別したりする。
する	・ ごみ袋にリサイクルできるものをすてない。
	・ ごみを分別したらポイントがたまって何かがもらえるようにしたほうがいい。
	・ ごみ捨て場の近くにリサイクルボックスなどを作り、町のみんなが簡単に分別できる
	場所を作るといいと思う。
	・ ごみの回収場所は少し増やしてもいいと思います。
	・ 分別の種類をふやす。
ごみを拾う	・ おちているごみをひろう。
	・ ごみ拾い大会をする、ごみ拾いの日を作る。
啓発	・ 看板やポスターをはる。
	・ 分別やリサイクルなどの呼びかけをする、イベントなどをやる。
·	

(2) 市民のSDGsにつながる取組

2022(令和4)年度に、コロナ禍で圧迫されている家計の負担を軽減し、頑張っている事業者(就労支援事業所含む)を応援する、また、事業を通して市民がSDGsの理念に沿った取組について考え、行動に移すきっかけを創出することを目的に"SDGsプロジェクト「エコでつながる!家計応援×お店応援」事業"を行いました。

その際、市民の皆さまから「SDGs達成に向けた取組(学んだこと)」についてのアイデアをいただき、広報においてその一部を公開しました。

今後も皆さまの取組・工夫を公開し共有していくとともに、市としてもより一層取組 みやすい施策の検討を行っていきます。

SDGs プロジェクト「エコでつながる!家計応援×お店応援」 概要及び成果

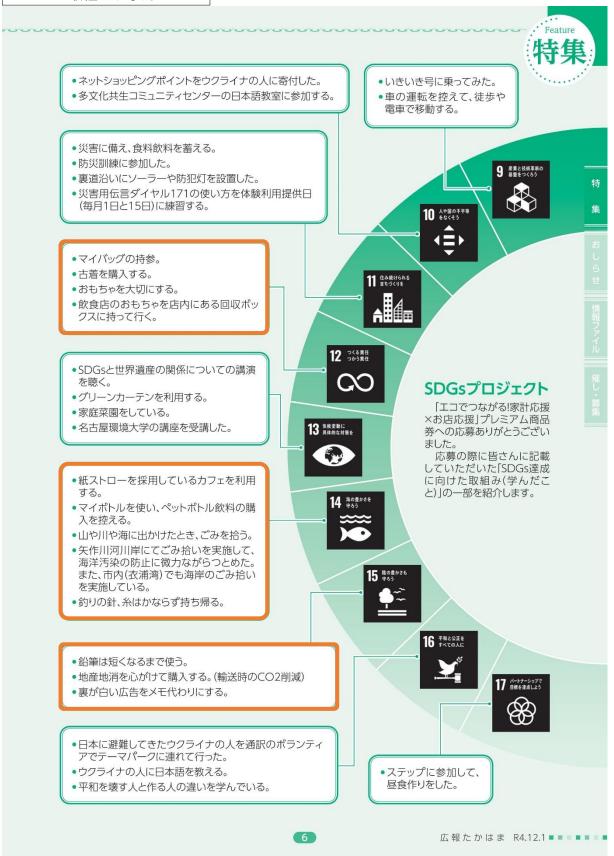
<概要>

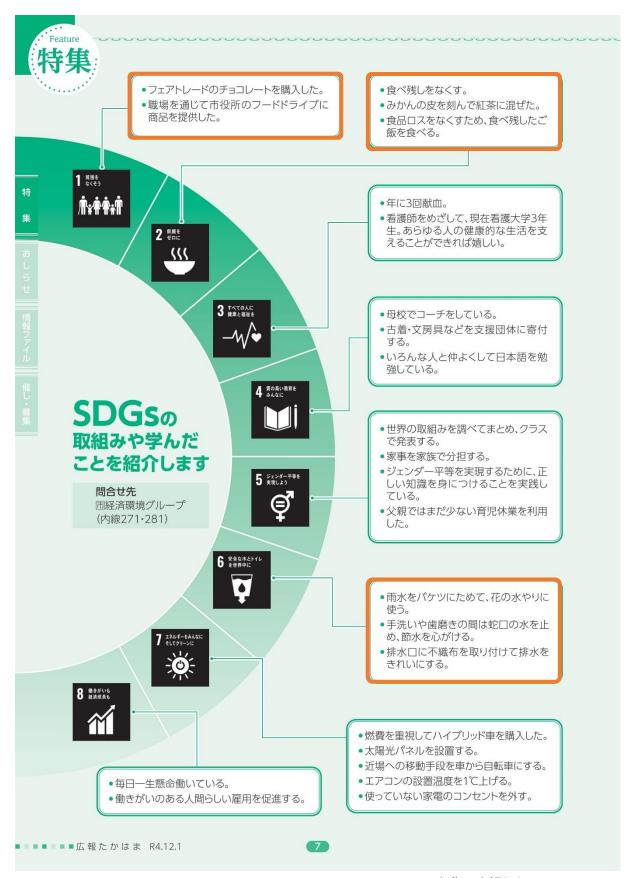
- ○2022(令和4)年度に長期化するコロナ禍の中、物価高騰等の影響を受けている 家計とお店を応援することを目的に、プレミアム商品券を販売しました。
- ○プレミアム率150%とし、5,000円分の商品券を2,000円で販売し、市内159店舗 に参加していただきました。また、抽選で、市内の就労支援事業所の商品等が 1,000円分購入できる「ハート商品券」をプレゼントしました。

<成果>

- ○商品券は56,837,000円分が換金され、商品券5,000円のうち3,000円は地域店での使用に限定したため、一部の大型店に偏ることなく消費を喚起でき、2回目の募集では、市内在住に加え、市内在勤者にも対象を広げたため、経済効果も高まったと考えられます。
- ○商品券応募の際には、SDGs達成に向けた取組や学んだことを記入していただいた様々な取組を、職場体験の中学生がデザインした広報記事で紹介し、SDGsの推進につながりました。

SDGs の取組みや学んだこと





出典:広報たかはま R4.12.1

5. ごみ処理の課題

① ごみの発生抑制・減量に向けた取組の推進

- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、近年減少傾向にありますが、更なるごみの 減量に向けて生ごみの水切りの徹底等、生ごみ対策の推進が必要となります。
- 食品口スの削減について、資源やエネルギー問題の観点からも更なる取組が求められます。
- プラスチック資源循環促進法が施行され、プラスチックを削減する取組を進める必要があります。
- 事業系ごみは経済動向等の影響はありますが、近年減少傾向にあるため、不適合物 混入検査やデジタル化によるペーパーレスの推進など、引き続き事業者に対して発 生抑制を促す必要があります。
- ごみとして排出する前に、修理して長く使用できないか、必要とする人へ譲渡できないか等「ごみにしない」取組を進める必要があります。

② ごみの資源化の推進

- 燃やせるごみの中において紙・布類は約3割を占めており、この中には資源化可能物が含まれていると考えられます。特に、雑紙についてわかりやすい分別方法を示し資源化を促す必要があります。
- 資源物回収量は年々減少傾向にあるため、市民が資源物を出しやすい環境整備について検討を進める必要があります。
- 事業所に働きかけて、リサイクルを促進する必要があります。
- 多様化する市民の資源物排出先について、民間事業者による店頭回収等、市が把握できていない資源物回収量もあるため、事業者等と連携し、拠点回収に限らず市域 全体での資源化を促進する必要があります。
- 更なる資源化を推進するため、資源化可能物に関する調査をすることで、プラスチック資源や剪定枝等の新たな資源回収品目の検討に取組む必要があります。

③ 安心安全かつ安定的なごみ処理体制の構築

- 竣工から約30年が経過しているクリーンセンター衣浦を今後も大切に使い続けるための整備が必要です。さらに、これからの時代にふさわしいごみ処理施設のあり方についても検討する必要があります。
- 新たな資源回収品目に対応する収集運搬体制・中間処理施設の検討が必要です。

- 排出者ごとに異なる排出量の違いによる公平性の確保のために、指定袋やクリーンセンター衣浦への搬入手数料を見直す必要があります。
- 人件費や燃料等の高騰によるごみ処理経費の増加が見込まれるため、効率的な処理 を進める必要があります。
- 災害時に発生する廃棄物の処理について、高浜市災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制の確立や関係機関との連携を強化する必要があります。

④ 市民・事業者・行政のパートナーシップの醸成

- 市民・事業者・行政が協働してごみ問題に取組むため、引き続き町内会と連携する ほか、多様な主体とのコミュニケーションを活性化する必要があります。
- 取組の必要性を理解し実践していただくため、分かりやすく受け取りやすい情報発信手法や学習機会の拡大について検討を進める必要があります。
- 今よりもきれいで住みやすいまちを実現するために、まちぐるみで環境美化への意 識を高める必要があります。
- ポイ捨てをしない風土づくりや、ポイ捨てされた場合に、分解されず自然環境下で 長く残り続けるプラスチックの生態系等への影響について情報共有する必要があり ます。
- 外国人が増加していることも踏まえ、多言語化に対応した多様なツールを効果的に 用いて、分かりやすい情報発信をする必要があります。

1. 将来人口とごみ排出量の推計

(1) 将来の人口推計

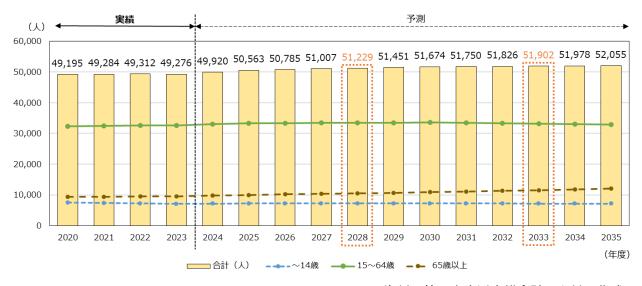
2033(令和15)年度の**人口**は、**51,902人**と設定しました。

将来人口は、第7次高浜市総合計画における人口推計結果を採用しました。なお、推 計人口は5年ごとの推計であるため、その間の人口については直線補完により算出しま した。

上記により、本計画の中間年度である2028(令和10)年度の人口は51,229人、最終 目標年度である2033(令和15)年度の人口は51,902人と設定しました。

第7次高浜市総合計画によると、全国的に人口の急激な減少が進行する中、本市の人 口は2040(令和22)年まで増加する見込みとなっています。しかしながら、将来を担う 年少人口(0~14歳)は減少していくとみられ、一方で、老年人口(65歳以上)は年々

増加し続け、今後もその差は拡大していくと考えられています。 図3-1 将来人口の推計 (各年度10月1日現在)



資料:第7次高浜市総合計画を基に作成

(2) 将来のごみ排出量推計(このまま推移した場合)

2033 (令和15) 年度のごみ総排出量*は、 約14,700 t (774 g /人・日) と推計しました。

将来のごみ排出量は、これまでのごみ排出量(実績)や統計データなどをもとに、現 在の施策をこのまま継続した場合のごみ排出量について推計しました。

家庭系ごみは、主に過去10年間(2013(平成25)年度から2022(令和4)年度)に おける収集区分ごとの1人1日当たりの排出量実績をもとに、一般的な傾向曲線に当て はめて分析を行いました。その結果から、社会・経済動向や生活スタイルの変化などを 踏まえて、妥当であると考えられる予測結果を採用し、各年度の推計人口、日数を乗じ て将来のごみ量を推計しました。

一方、事業系ごみは、コロナ禍による減少が顕著なことから、コロナ禍以前の7年間 (2013 (平成25) 年度から2019 (令和元) 年度) における1日当たりの排出量実績を もとに、一般的な傾向曲線に当てはめて予測を行いました。その結果から、本市内の総 生産額の成長率 (年間平均0.989%) を参考にして、これと同様の傾向を示す予測結果を 採用し、各年度の日数を乗じて将来のごみ量を推計しました。

また、資源物は今後も2022(令和4)年度における1人1日当たりの回収量実績と同等となるとして、各年度の推計人口、日数を乗じて推計しました。

※【ごみ総排出量の定義】の見直し

前回計画では、「ごみ総排出量=家庭系ごみ排出量+資源物回収量+事業系ごみ 排出量」としていましたが、本計画では定義を見直し、以下のように設定しました。

【排出区分】

・家庭系ごみ = 家庭から排出されるごみのうち資源物を除いたもの

・事業系ごみ = 事業所から排出される一般廃棄物

・資 源 物 = 家庭から分別排出された、市が回収する資源物

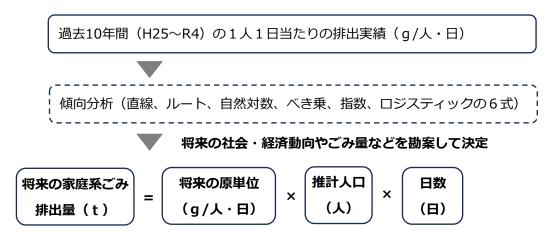
(民間事業者における資源物回収量は除く)

【ごみ総排出量の定義】

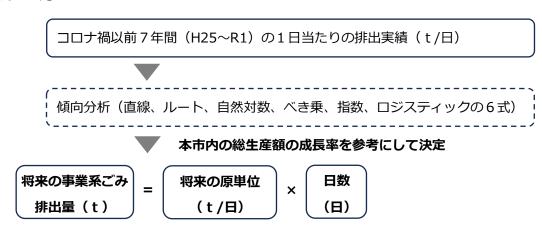
▶ ごみ総排出量 = 家庭系ごみ排出量 + 事業系ごみ排出量

図3-2 将来のごみ排出量の推計方法

【家庭系ごみ(資源物以外)】



【事業系ごみ】



※資源物における将来の原単位は2022(令和4)年度の原単位が排出されることとした。

推計結果から、このまま推移した場合のごみ総排出量は、最終目標年度の2033(令和15)年度までに約6.7%増加すると考えられます。そのため、今後、本計画に基づいて着実にごみの減量・資源化に向けた施策を実施していくことが求められます。

図3-3 このまま推移した場合のごみ総排出量の推移



図3-4 このまま推移した場合の資源物回収量

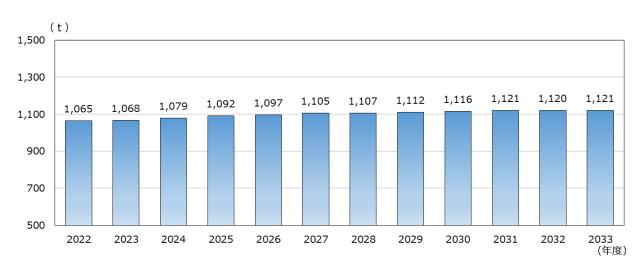


表3-1 このまま推移した場合のごみ排出量

項目	【 実 績 】 2022年度 (令和4年度)	【中間年度】 2028年度 (令和10年度)	【最終目標年度】 2033年度 (令和15年度)
ごみ総排出量	13,752 t	14,395 t	14,671 t
1人1日当たり排出量	764 g /人·日	770 g /人·日	774g/人・日
家庭系ごみ排出量(資源物以外)	9,512 t	9,854 t	9,952 t
1人1日当たり排出量	528g/人·日	527g/人·日	525 g /人·日
事業系ごみ排出量	4,240 t	4,541 t	4,719 t
1日当たり排出量	11.6 t /日	12.4 t /日	12.9 t /日
(1人1日当たり排出量)	(236g/人・日)	(243g/人・日)	(249g/人・日)
資源物回収量	1,065 t	1,107 t	1,121 t
1人1日当たり回収量	59g/人·日	59g/人·日	59 g /人·日

2. 基本方針

ごみの減量と持続可能な循環型社会・脱炭素社会の実現を目指すため、本計画における 基本方針を以下の通り定めます。

基本方針1 ごみの発生を抑制する2R(リデュース、リユース)の推進

- ・ごみの減量のためにはまず一人ひとりの生活から見直す必要があります。
- ・3 Rの中でも優先度の高いリデュース(発生抑制)・リユース(再使用)に重点 を置き、ごみを出さないための取組を推進します。

基本方針2 資源化(リサイクル)の推進

- ・循環型社会を目指すうえで、資源化できるものはごみにしないことが大切です。
- ・分別排出しやすい環境を整え、一層のリサイクルを推進します。

基本方針3 持続可能なごみ処理体制の構築

- ・碧南市と構成する衣浦衛生組合のクリーンセンター衣浦は、1995(平成7)年の竣工より28年が経過しており、延命化等の対策を行います。
- ・効率的な運転や適切な維持管理により長期にわたり安定的な運用を行うととも に、将来を見据えたごみ収集・処理体制の整備構築に取組みます。

基本方針4 市民・事業者・市(行政)のパートナーシップの醸成

・ごみの減量、資源化には市民、事業者の協力が欠かせません。市民・事業者・ 行政の協働・共創による取組を推進するため、連携を強化しパートナーシップを 醸成します。

3. 目標値

(1) 目標値の設定

2033 (令和15) 年度は、

ごみ総排出量は、660g/人・日以下

- ・家庭系ごみ排出量(資源物以外)は、450g/人・日以下
- ・事業系ごみ排出量は、10.9 t/日以下(210 g/人・日)

資源物回収量は、110 g / 人・日以上 を目指します。

このまま推移した場合のごみ排出量を踏まえ、国や県及び周辺自治体の動向、前回計画における目標値の達成状況などを勘案して、中間年度(2028(令和10)年度)及び最終目標年度(2033(令和15)年度)の目標値を表3-2の通り設定しました。

このまま推移した場合のごみ排出量から、既存施策の継続実施と併せて新たな取組を推進し、目標達成を目指します。

【実績】 【中間年度】 【最終目標年度】 2022年度 2033年度 項目 2028年度 (令和4年度) (令和10年度) (令和15年度) ごみ総排出量 13,752 t 13,369 t 12,503 t 1人1日当たり排出量 764g/人·日 715g/人·日 660g/人·日 家庭系ごみ排出量(資源物以外) 9,512 t 9,162 t 8,525 t 1人1日当たり排出量 528g/人·日 490g/人·日 450g/人·日 事業系ごみ排出量 4,240 t 4,207 t 3,978 t 11.5 t/日 10.9 t/日 1日当たり排出量 11.6 t/日 (1人1日当たり排出量) (236g/人・日) (225g/人·日) (210g/人·日) 資源物回収量 2,084 t 1,065 t 1,589 t

59g/人·日

85g/人·日

110g/人·日

表3-2 目標値

■参考

1人1日当たり回収量

国、県の目標値【※1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源物以外)】

項目	目標年度	目標値	
第四次循環型社会形成推進基本計画(環境省)	2025(令和7)年度	440g/人·日	
愛知県廃棄物処理計画(食品口ス削減推進計画)	2026(令和8)年度	480 g /人·日	

(2) 目標達成に向けたごみの減量、資源物回収量の増加

このまま推移した場合のごみ排出量から目標値を達成するためには、総排出量で1人1日当たり114gの減量・資源化が必要となります。

各目標については、家庭系ごみ(資源物以外)排出量で1人1日当たり75gの減量や資源化、事業系ごみ排出量で1日当たり2.0t(1人1日当たり39g)の減量や資源化、資源物回収量の1人1日当たり51gの増加を達成する必要があります。

表3-3 目標値の達成のために必要なごみの減量・資源物回収量の増加

項目	【 実 績 】 2022年度	【中間年度】 2028年度 (令和10年度)		【最終目標年度】 2033年度 (令和15年度)		
A C	(令和4年度)	このまま 推移した場合	数値目標	A このまま 推移した場合	B 数値 目標	増減 [B-A]
ごみ総排出量 1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)	764	770	715	774	660	▲114
家庭系ごみ(資源物以外) 1人1日当たり排出量(g/人・日)	528	527	490	525	450	▲ 75
事業系ごみ 1人1日当たり排出量(g/人・日)	236	243	225	249	210	▲39
事業系ごみ 1日当たり排出量(t/日)	11.6	12.4	11.5	12.9	10.9	▲2.0
資源物 1人1日当たり回収量(g/人・日)	59	59	85	59	110	+51

(3) 目標量

① 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

1人1日当たり家庭系ごみ排出量は、このまま推移した場合の数値と比較して、最終目標年度である2033(令和15)年度までに発生抑制により24g/人・日、資源化により51g/人・日の削減を目指します。

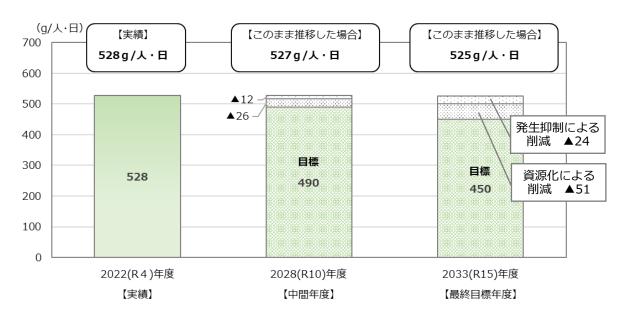


図3-5 家庭系ごみ排出量の削減目標

表3-4 家庭系ごみ排出量の削減に向けた取組

発生抑制による削減	削減目標	
	(g/人・日)	
包装や使い捨て品を断るなどライフスタイルの転換の促進	12	
生ごみ・食品ロスの削減の推進	8	
家具類その他のリユースの推進	4	
資源化による削減	削減目標	
7-1101-01 0 1331-N	(g/人・日)	
プラスチック製容器包装や製品プラスチック等の資源化の促進	20	
古紙類の分別排出の徹底	18	
びん・缶・剪定枝など資源物の分別排出の徹底	13	

② 1日当たり事業系ごみ排出量

1日当たり事業系ごみ排出量は、このまま推移した場合の数値と比較して、最終目標年度である2033(令和15)年度までに発生抑制により0.6 t/日(11 g/人・日)、資源化により1.4 t/日(28 g/人・日)の削減を目指します。

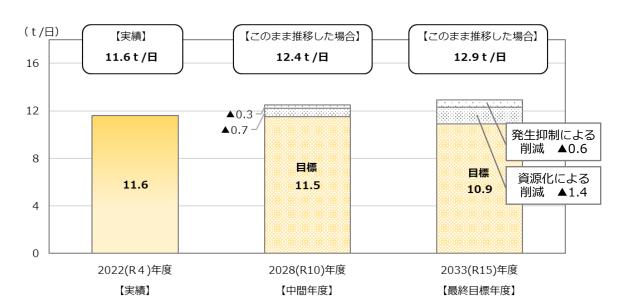


図3-6 事業系ごみ排出量の削減目標

表3-5 事業系ごみ排出量の削減に向けた取組

発生抑制による削減	削減目標 (t /日)
食品廃棄物やOA紙の削減の推進	0.6
資源化による削減	削減目標 (t /日)
古紙類の分別排出の徹底	0.6
プラスチックその他の分別・資源化の促進	0.6
食品廃棄物の資源化の推進	0.2

③ 1人1日当たり資源物回収量

1人1日当たり資源物回収量は、このまま推移した場合の数値と比較して、最終目標年度である2033(令和15)年度までに51g/人・日増加させます。

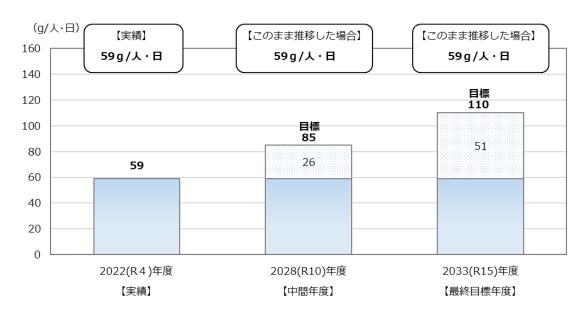
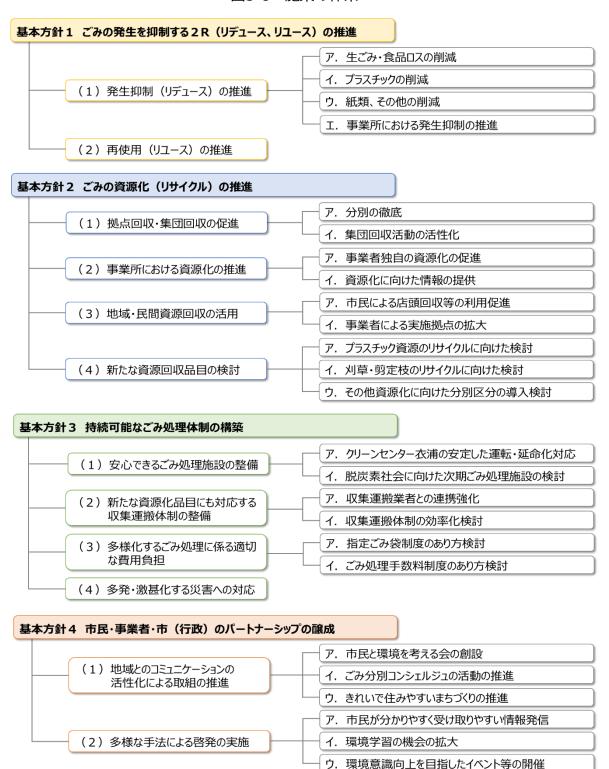


図3-7 資源物回収量の目標達成に向けた試算

(1) 施策の体系

計画における施策の体系を図3-8に示します。

図3-8 施策の体系



(2) 施策の内容

それぞれの施策に対する具体的な取組内容を以下に示します。

基本方針1 ごみの発生を抑制する2R(リデュース、リユース)の推進

施策1-(1)発生抑制(リデュース)の推進











- ア. 生ごみ・食品ロスの削減
- ・3 きり(使いきり・食べきり・水きり)運動^{*1}の推進 **(新規)**
- ・3010(さんまるいちまる)運動^{*2}の推進 (新規)
- ・生ごみ処理機補助事業の補助対象拡大、普及啓発
- ・フードドライブ^{※3}実施、協力の呼びかけ
- ・食品ロスに関する情報提供
- イ. プラスチックの削減
- ・マイ○○持参運動の推進(マイバッグ、マイボトル、マイ箸等) (新規)
- ・環境に配慮した商品の推奨(再生商品、詰め替え商品)
- ウ. 紙類、その他の削減
- ・ペーパーレス化、過剰包装の削減の推奨
- 工. 事業所における発生抑制の推進
- ・事業系ごみ適正排出啓発チラシの作成 (新規)
- ・不適合物混入防止にむけた搬入物検査、指導
- ・ごみの減量に向けた取組を実施する事業者への支援検討 (新規)
- ※1 買った食材を使い切る「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、生ごみの水分を切る「水きり」を心掛けることで生ごみ、食品口スを削減する取組。
- ※2 宴会時に乾杯後30分と終了前10分を、席を離れず食べ残しを減らすための時間に充てる取組。
- ※3 家庭で余った食料品を集め、必要としている方に届ける活動のこと。提供先は地域の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設など。

施策1-(2)再使用(リユース)の推進





- 市のHPや掲示板等を活用したリユースマッチング事業^{**4}の検討 (新規)
- ・フリマアプリ、リユース業者等との連携 (新規)
- ・フリーマーケットやリサイクルショップ等の情報提供 (新規)
- ※4 市民の「譲ります」「譲ってください」情報を公開し、生活用品交換情報の提供を行うもの。

基本方針2 ごみの資源化(リサイクル)の推進







施策2-(1)拠点回収・集団回収の促進

ア. 分別の徹底

- ・分かりやすい分別冊子、リサイクルカレンダーの提供
- ・雑紙分別事典の提供 (新規)
- ・拠点における分かりやすい掲示看板の設置
- ・町内会等と連携した分別説明会の実施
- 資源回収品目の拡大検討 (新規)
- ・出しやすい特別拠点のあり方検討
- ・地域分別拠点のあり方検討
- ・不適正排出に対する啓発指導の強化
- ・家庭系ごみ組成調査の実施 (新規)

イ. 集団回収活動の活性化

- ・集団回収活動の促進
- ・事業報奨金交付制度の継続実施、見直し検討

4 300000000 AAADIC





施策2-(2)事業所における資源化の推進

ア. 事業者独自の資源化の促進

- 資源化可能物混入防止に向けた搬入物検査、指導
- ・事業所への訪問指導 (新規)
- イ. 資源化に向けた情報の提供
- ・事業系紙ごみの資源化に係る啓発 (新規)
- ・資源化業者とのマッチングの推進 (新規)

施策2-(3)地域・民間資源回収の活用





- ア. 市民による店頭回収等の利用促進
- ・資源回収店舗等の情報を公開し、市民へ呼びかけ
- イ. 事業者による実施拠点の拡大
- ・実施拠点拡大に向けた呼びかけ、支援 (新規)
- ・回収量の把握 (新規)





施策2-(4)新たな資源回収品目の検討

- ア. プラスチック資源のリサイクルに向けた検討
- ・ペットボトルの水平リサイクル^{※5}の検討
- ・製品プラスチックの回収・リサイクルの検討 (新規)
- イ. 刈草・剪定枝のリサイクルに向けた検討
- ・排出状況の調査 (新規)
- ・先進事例の調査とリサイクルに係る検討 (新規)
- ウ. その他資源化に向けた分別区分の導入検討
- ・単一金属、廃食用油等のリサイクル検討 (新規)
- ※5 使用済みペットボトルを原料として新たなペットボトルに再生すること。ボトルtoボトルとも呼ばれる。

基本方針3 持続可能なごみ処理体制の構築









施策3-(1)安心できるごみ処理施設の整備

- ア. クリーンセンター衣浦の安定した運転・延命化対応
- ・衣浦衛生組合等と連携した維持管理、改修
- イ. 脱炭素社会に向けた次期ごみ処理施設の検討
- ・先進事例の調査研究 (新規)
- ・食品廃棄物や剪定枝等のバイオマス※6の有効活用の検討 (新規)
- ※6 生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」。森林の間伐材、家畜の排泄物、食品廃棄物など、様々なものが資源・エネルギーとして活用できると期待されている。

施策3-(2)新たな資源化品目にも対応する収集運搬体制の整備







- ア. 収集運搬業者との連携強化
- ・設備更新等に向けた検討 (新規)
- イ. 収集運搬体制の効率化検討
- ・デジタル技術の活用等の検討 (新規)
- ・環境負荷の少ない車両の導入に向けた事業者との連携

施策3-(3)多様化するごみ処理に係る適切な費用負担



- ア. 指定ごみ袋制度のあり方検討
- ・他自治体の状況を調査し、可燃ごみ用指定袋の仕様・価格の見直しを検討
- ・可燃ごみ用指定袋無料配布による費用負担の軽減施策の継続
- イ. ごみ処理手数料制度のあり方検討
- ・他自治体の状況を調査し、事業系ごみ手数料の見直しを検討
- ・ごみ処理に係る財源確保検討

9 産業と技術革任の 基盤をつくろう





施策3-(4)多発・激甚化する災害への対応

- ・災害時における処理体制の確立
- ・仮置場調査の実施
- ・関係機関との連携の強化
- ・備蓄品、資材等の確保
- ・訓練、広報等の検討

基本方針4 市民・事業者・市(行政)のパートナーシップの醸成





施策4-(1)地域とのコミュニケーションの活性化による取組の推進

- ア. 市民と環境を考える会の創設
- ・現状と進捗状況の把握
- ・市民とともにごみの減量のあり方を検討 (新規)
- イ. ごみ分別コンシェルジュ*7の活動の推進
- 情報、意見交換会の開催 (新規)
- ・マニュアルや情報交換ツール等の提供
- ウ. きれいで住みやすいまちづくりの推進
- ・地域清掃活動の推進
- ・啓発看板やパトロール体制の整備によるごみのポイ捨て、不法投棄の防止
- ・不法投棄監視カメラの導入
- ・市内一斉ごみ拾いイベント「クリーン大作戦」の実施検討 (新規)
- ・海洋プラスチックごみ対策の重要性周知 (新規)
- ※7 ごみ分別・資源化のリーダーとして活動していただいている方々。





施策4-(2)多様な手法による啓発の実施

- ア. 市民が分かりやすく受け取りやすい情報発信
- ・国籍、世代を考慮した情報提供
- ・HP、SNS、広報誌、アプリ等多様な媒体を用いた発信
- ・広報等によるごみ処理状況の公開
- ・ごみ分別アプリ「さんあーる」の活用拡充
- イ. 環境学習の機会の拡大
- ・出前講座の開催
- ・ごみ処理施設見学会の実施
- ウ. 環境意識向上を目指したイベント等の開催
- ・市が主催するイベントでの環境配慮の実践
- ・ポスターの募集・掲示・表彰 (新規)
- ・食口ス削減アイデアレシピコンテスト等の開催
- ・事業者への表彰検討 (新規)

5. 計画の推進

(1) 計画の推進体制

本計画の目標達成に向けて、「市民・市民団体」「事業者」「行政」の各主体がそれぞれの役割を担い、協働・共創して取組みます。

【市民・市民団体の役割】

- ごみの発生抑制を意識した生活を心掛けます。
- 資源物の分別・リサイクルの徹底に努めます。
- 環境学習や地域のイベント等に積極的に参加します。

【事業者の役割】

- 製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において、廃棄物の排出抑制に努めます。
- 処理する廃棄物については法律等を遵守するなど適正な処理に努めます。
- 市の施策等に協力し、市や消費者等への適切な情報提供などを行います。
- 地域社会の一員として地域活動に積極的に参加します。

【行政の役割】

- ごみの減量・リサイクルの推進のための施策を検討・推進します。
- ごみの排出状況を適切に把握し、その排出抑制に関する啓発や情報提供、環境学習等 を推進します。
- 市民・市民団体・事業者の自主的な取組を推進・サポートします。
- 衣浦衛生組合等と連携して安定的なごみ処理体制を確保します。

図3-9 各主体の役割 【市民・市民団体】 発生抑制 分別の徹底 家庭や地域での資源循環 地域活動の展開・参加 協働・共創 【行政】 【事業者】 計画策定 目標設定 発生抑制 分別の徹底 資源化の促進 適正処理 施策の実施 情報提供 情報共有 各主体の取組のサポート 地域活動への参加

(2) 計画の進捗管理

本計画を確実に実施していくために、Plan (計画の策定)、Do (施策の実施)、Check (評価)、Action (見直し)のPDCAサイクルにより、継続的に管理するものとします。

また、取組の状況や目標の達成状況などを定期的に評価・公表することにより、市 民・事業者・行政が一体となり、効果的な計画の推進を目指します。

図3-10 計画におけるPDCAサイクル

Plan

計画の策定・改定

【主体:行政】

Action

必要に応じた見直し

【主体:行政】

Dο

計画に基づく施策の実施

【主体:市民・事業者・行政】

Check

施策の評価

【主体:行政】

1. 生活排水処理基本計画策定(改定)の趣旨

本市では、市域の東南部、市街地の東側を2級河川の稗田川が南下し、高浜川に合流しています。高浜川は、西は衣浦湾に通じ、東は油ヶ淵に通じています。また、中央部北寄りを明治用水が東西方向に流れ、北部では江添川と江川が北西方向に流れるなど全ての河川が衣浦湾に直接流出しています。

河川や湖沼の水質汚濁の原因の多くは生活排水の流入と言われており、豊かな水環境を守るためには生活排水を適切に処理することが重要です。

本計画では、公共下水道の整備や浄化槽などの設置を推進し、生活排水の適正な処理を市民の理解と協力のもとに推進していきます。



図4-1 河川現況図

資料:高浜市生活排水推進計画

2. 河川の水質

市内河川のうち、稗田川は全域が環境基準の水域類型指定C類型に設定されており、有機汚濁指標である生物化学的酸素要求量(BOD: Biochemical Oxygen Demand)の環境基準は5mg/L以下と定められています。稗田川の各地点における生物化学的酸素要求量の調査結果(BOD75%水質値)の推移は図4-2の通りです。2013(平成25)年度以降、概ね環境基準値を満たしています。

※BODは Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量)の頭文字をとったもので、生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量 (mg/L) を表しています。河川の汚染度が進むほど、この値は高くなります。

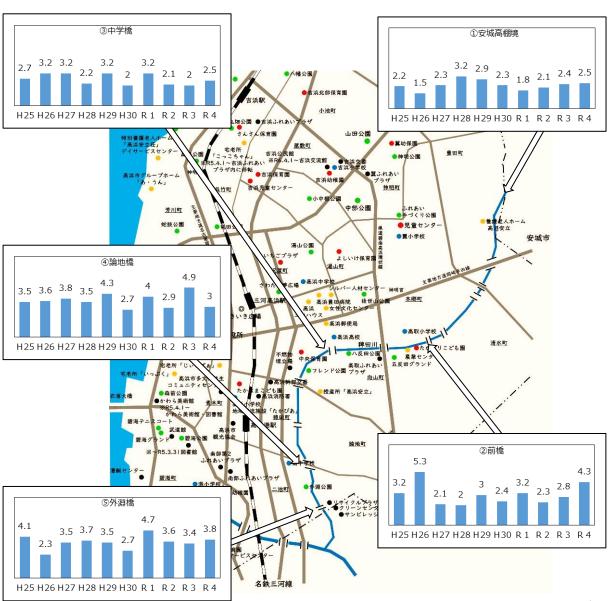


図4-2 稗田川の水質の推移(BOD75%水質値)

出典:高浜市ホームページ(高浜市概況マップ)

3. 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理のフロー

公共下水道接続世帯では、し尿と生活雑排水は衣浦東部流域下水道の衣浦東部浄化センターで処理を行っています。合併処理浄化槽設置世帯では、し尿と生活雑排水を処理した浄化槽汚泥を衣浦衛生組合の衛生センターで処理しています。単独処理浄化槽設置世帯では、し尿のみを処理した浄化槽汚泥を衛生センターで処理しています。一方、汲み取り便槽世帯については、し尿のみを衛生センターで処理しています。

図4-3 生活排水の処理フロー

(2) 公共下水道の整備状況

本市では、区域面積1,311haのうち890haを公共下水道整備計画面積としており、 2022(令和4)年度末時点での整備面積は596.5ha(計画面積の約67%)、公共下水道 処理区域内人口は33,962人(公共下水道普及率は約69%)となっています。

ET TOTAL COST OF THE WILLIAM					
項目	概 要				
行 政 人 口	49,222人				
処理区域内人口	33,962人(普及率 約69.0%)				
整備計画面積	890ha				
許可区域面積	723.7ha				
整備済み面積	596.5ha(整備率 約67.0%)				

表4-1 本市における公共下水道整備状況

(3) 下水処理施設の概要

本市では、1996(平成8)年4月に供用開始した衣浦東部流域下水道が整備されており、本市、碧南市、安城市の一部の汚水処理は衣浦東部浄化センターで処理を行っています。同センターでは、2012(平成24)年4月から中部地方初となる下水汚泥燃料化施設(炭化炉)を供用し、下水を処理する過程から発生した汚泥を乾燥・炭化することで燃料化物(炭化物)として再生し、民間業者にて発電用燃料として利用されています。

項 概 要 名 称 衣浦東部浄化センター 所 在 地 碧南市港南町2丁目8番15号 敷地面積 8.86ha 処理能力 日最大 74,900m³ 凝集剤添加硝化脱窒法 処 理 方 法 汚泥:濃縮 \rightarrow (消化) \rightarrow 脱水 \rightarrow 炭化 \rightarrow 搬出 放 流 先 衣浦湾

表4-2 衣浦東部浄化センターの概要

(4) し尿及び浄化槽汚泥処理の概要

本市における合併処理浄化槽汚泥と単独処理浄化槽汚泥、汲み取りし尿は衣浦衛生組合が管理する衛生センターで処理を行っています。

衛生センターでは、2012(平成24)年度途中までは、受け入れたし尿及び浄化槽汚泥 を河川に放流できる水質まで処理を行っていましたが、薬品を加え脱水等したし尿を下 水排除基準以下に希釈して公共下水道に放流し、脱水等した浄化槽汚泥はクリーンセン ター衣浦で焼却しています。

表4-3 衣浦衛生組合衛生センターの概要

項 目	概 要
名 称	衣浦衛生組合衛生センター
所 在 地	碧南市円山町1丁目14番地
処理形式	直接脱水+希釈下水放流
処理能力	110kL/日(生し尿15kL/日・浄化槽汚泥95kL/日)

4. 生活排水処理の実績

(1) 生活排水処理形態別人口の推移

生活排水処理形態別人口の推移は表4-4の通りです。2022(令和4)年度において、計画処理区域内人口49,312人のうち33,962人については公共下水道、7,862人については合併処理浄化槽により生活排水の適正処理がなされており、生活排水処理率は84.8%と増加傾向にあります。

表4-4 生活排水処理形態別人口の推移

	年度					
	TIX	2013	2014	2015	2016	2017
		平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
計画	処理区域内人口(人) 	46,165	46,301	46,633	47,277	47,981
	生活排水処理人口(人)	30,609	32,609	33,337	36,403	38,721
	公共下水道処理人口(人)	23,020	24,620	27,180	29,433	31,566
	公共下水道普及率(%)	49.9%	53.2%	58.3%	62.3%	65.8%
	合併処理浄化槽処理人口(人)	7,589	7,989	6,157	6,970	7,155
	浄化槽普及率(%)	16.4%	17.3%	13.2%	14.7%	14.9%
	生活排水未処理人口(人)	15,556	13,692	13,296	10,874	9,260
	単独処理浄化槽人口(人)	13,906	12,169	11,905	9,595	8,000
	汲み取り人口(人)	1,650	1,523	1,391	1,279	1,260
生活	排水処理率(汚水処理人口普及率)(%)	66.3%	70.4%	71.5%	77.0%	80.7%
年度		2018	2019	2020	2021	2022
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
計画	処理区域内人口(人)	48,488	49,133	49,195	49,284	49,312
	生活排水処理人口(人)	39,323	38,397	39,834	40,987	41,824
	公共下水道処理人口 (人)	31,983	31,038	32,164	33,228	33,962
	公共下水道普及率(%)	66.0%	63.2%	65.4%	67.4%	68.9%
	合併処理浄化槽処理人口(人)	7,340	7,359	7,670	7,759	7,862
	浄化槽普及率(%)	15.1%	15.0%	15.6%	15.7%	15.9%
	生活排水未処理人口(人)	9,165	10,736	9,361	8,297	7,488
	単独処理浄化槽人口(人)	7,988	9,668	8,318	7,430	6,483
	汲み取り人口(人)	1,177	1,068	1,043	867	1,005
生活排水処理率(汚水処理人口普及率)(%)		81.1%	78.1%	81.0%	83.2%	84.8%

資料:一般廃棄物処理実態調査より

(2) し尿等処理量の推移

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移は表4-5、図4-4に示す通りです。

し尿処理量は、2022(令和4)年度において平成24年度より約50%減少するなど年々減少しており、浄化槽汚泥の処理量は増加傾向にあります。

表4-5 し尿等処理量の推移

(単位: k L)

年度	し尿処理量	浄化槽汚泥処理量	処理量合計
2013(平成25)	843	11,831	12,674
2014(平成26)	778	11,872	12,650
2015(平成27)	711	12,212	12,923
2016(平成28)	653	12,470	13,123
2017(平成29)	644	12,336	12,980
2018(平成30)	601	12,300	12,901
2019(令和元)	546	12,764	13,310
2020(令和2)	533	13,446	13,979
2021(令和3)	443	13,433	13,876
2022(令和4)	456	13,331	13,787

資料:一般廃棄物処理実態調査より

(k L) 14,500 13,979 13,876 14,000 13,787 533 443 13,310 456 13,500 13,123 12,980 12,923 12,901 546 13,000 12,674 12,650 653 644 601 711 12,500 843 778 12,000 13,446 13,433 13,331 11,500 12,764 12,470 12,336 12,300 12,212 11,000 11,872 11,831 10,500 10,000 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022

図4-4 し尿等処理量の推移

資料:一般廃棄物処理実態調査より

合計

□浄化槽汚泥 ■U尿

5. 生活排水処理の課題

- 単独処理浄化槽や汲み取り便槽の場合は、生活雑排水が未処理のまま公共用水域へ放流されるため、引き続き公共下水道整備区域における速やかな接続の推進等により、公共用水域の水質の保全に努める必要があります。
- 公共下水道の普及等により、し尿及び浄化槽汚泥処理量の減少が想定されることから、 関係団体と連携しながら、今後の汚水処理施設の効率的な運用について検討する必要 があります。
- 市民の協力による生活排水対策が効果的に行われるよう、広く広報・啓発を行う必要があります。

6. 生活排水処理に関する施策

(1) 公共下水道供用開始区域の早期接続の推進

公共下水道供用開始区域においては、早期に接続するよう啓発活動に取組み、公共下水 道接続率の向上を図ります。

(2) 合併処理浄化槽の普及促進

単独処理浄化槽や汲み取り便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する場合の支援制度 (合併処理浄化槽設置補助制度)を引き続き継続します。また、制度の周知により合併 処理浄化槽への転換を促進します。

(3) 効率的かつ持続的な収集処理体制の整備

公共下水道の普及や合併処理浄化槽の設置により、し尿収集世帯は減少していくことが 想定されます。変化に対応した効率的かつ持続的な収集・処理体制のあり方について、 引き続き衣浦衛生組合等と連携して検討していきます。

(4) 水環境保全のための啓発・広報の推進

河川や湖沼の水質汚濁の原因の多くは台所や洗濯等の生活雑排水であり、公共下水道接 続世帯であっても、処理施設の負荷軽減のために家庭でできる排水対策は重要です。家 庭や地域に対する啓発や環境学習等により、市民の水環境に関する意識向上に努めます。